HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	歴史の基礎概念・公共性について［翻訳と解題・その2］
Author(s)	小出, 達夫
Citation	北海道大學教育學部紀要, 68, 235-273
Issue Date	1995-07
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/29485
Type	bulletin (article)
File Information	68_P235-273.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

歴史の基礎概念・公共性について［翻訳と解題 その2］

小 出 達 夫

Geschichtlicher Grundbegriff : Öffentlichkeit, Bd. 2

Tatuo KOIDE

Öffentlichkeit（公共性） 目次

Ⅰ 序
Ⅱ 'Öffentlich'
1 16世紀末までの用語史，意味史から見た諸側面（Aspekt）
2 中世の法律用語 'öffentliches Gericht' と 'iudicium publicum'
Ⅲ 'Publicus'
1 古代および中世における意味の諸要素
2 初期近代における国法上の概念
3 'Ius publicum' と 'öffentliches Recht' （以上 教育学部紀要66号所収）
Ⅳ 'Publikum' …… 236
1 古代における抽象的概念から18世紀の社会的階層概念へ（sozialer Schichtenbegriff） …… 236
2 ブルジョア社会の公共諸施設（die öffentlichen Institutionen） …… 237
3 18世紀におけるPublikum（公衆）とÖffentlichkeit（公共性） …… 239
Ⅴ 'öffentlich' と 'publicus' ：18世紀における自然法上の論証（Begründungen） …… 242
1 言語共同体（Sprachgemeinschaft） …… 243
2 'Sensus communis'（共通感覚）と 'public spirit'（公共精神） …… 244
3 理性の公共性－カント …… 247
Ⅵ 'Öffentlichkeit'（公共性）と 'öffentliche Meinung'（世論） …… 249
1 概念の生成（Begriffsbildungen） …… 249
a） 'Öffentlichkeit'（公共性） …… 249
b） 'Publizität'（公表性） …… 249
c） 'Öffentliche Meinung'（世論） …… 250
2 フランス革命期の 'öffentliche Meinung' …… 252
3 3月革命前（Vormärz）における 'Öffentlichkeit' と 'öffentliche Meinung' …… 254
a） 'Öffentliche Meinung'（世論） …… 254
b） 'Öffentlichkeit'（公共性） …… 256
4 ヘーゲル …… 259
5 マルクスと19世紀におけるブルジョア公共性についての社会主義者の立場 …… 260
Ⅶ 展望（Ausblick）（以上本号に掲載） …… 262
［解題］ （以下次号）

Ⅳ. 'Publicum'

1. 古代における抽象的概念から18世紀の社会的階層概念（der soziale Schichtenbegriff）へ

中性名詞の'publicus'は，すでに古典ラテン語においてよくしられていた。そこでは'publicum'は，17世紀におけるように厳密な意味（cives－キヴィス，市民）で公民（Staatsbürgerschaft）を意味したのではない。むしろそれは一方では公共体（res publica）の領域，その財産，収入を，他方では詳細には判定できないが家（Haus）とは反対の意味での公共性（Öffentlichkeit）を意味した[82]。中世においては，この言葉（'publicum'）は，税金を意味する'tributum'（貢税）とか'vectigal'（税，関税）と同義語であった（それ故'publicanus'（公の人）は税金徴収吏を意味した）。しかしまた，裁判所も'publicum'と呼ばれたし，'aerarium publicum'（公の国有財産）の代わりに，国庫（Fiskus）とか国家事務（Staatsangelegenheiten）の全体もそう呼ばれた（この場合は'publica'となる）[83]。MICRAELIUSは1662年に，「いわば私的なものとは，ただ一人のものであるところのものである」という表現を，「なんらかの団体にかかわりのあるところのもの」と解釈した（引用部分はラテン語－訳者）[84]。中世におけると同様に，17・8世紀においても'publicus'と'privatus'との対立は，単に共同体（Gemeinwesen）と個人（einzelnen）という対立だけを意味したのではなく，下級身分の人間から支配身分を際立たせる役割をも果たした。そんなわけでZedlerは次のように書いた（1740），「Publicumは，これらの訴訟（Rechte）においても，もともと領主（Fürsten）やお上（hohe Landesobligkeit）の権限に属したものを意味したのであって，単なる私的個人（Privatpersonen）に属するものを意味するのではない」と[85]。

中世後期においてついに，古代においてはいまだ個々に明確にされていなかった公共性概念の中から，全体としての国民（Volk als Ganzes）という人的な意味が現れた[86]。この概念はしかし18世紀までは2重の意味をもっており，一方で国家の制度（Einrichtungen）ないし全体としての国家を，他方でStaatspublicum（国家の公民の意味か－訳者）を同時に意味しえた。

そんなわけで，例えばLünigは（1716），「商売ならびに，とくに公衆にも私人にも（dem Publico und Privato アンダーラインは訳者）有益で必要な仕事」について話題にしている[87]。1700年以降になると人的な意味の使用がかなり増えた。お上の勅令が向けられたStaatspublicum（国家の公民）という表現とならんで，たとえば'publicum'はGemeinde（自治体，教区民，住民）をも表すことができた－たとえば1715年の"Geschriebene Berliner Zeitung"（ベルリン報道新聞）の中では，「なぜならこのもの（牧師）はpublico（教区民）に対して良き模範をもってふるまわねばならない」とある[88]。そしていまや特にしばしば，読者（Lesershaft）は新聞や本の序文の中で'Publicum'という呼び名で話しかけられた。Lünigは1716年に，かれの作品を「読者のために出版した（dem Publico zum Besten heraus gegeben）」[89]ことを請け合い，また『画家協会年誌』（"Chronik der Gesellschaft der Mahler"）は1722年につぎのような広告を出した；「5月1日にいま企画している作品が，印刷されたチラシにより読者諸君（Publico）に知らされるだろう」，と[90]。「読者公衆」（"Lesepublicum"）という意味で，この概念（Publicum）は18世紀前半にドイツでますます盛んになった文学的交流の結果ひとつの新しい社会現象を意味し始めた－つまり教養ある読者の社会階層がそれであり，特にブルジョアジーがこの階層をつくりだした。かくして伝統的な身分の分割は意識的に隠されたのであった。FRIEDRICH JUST RIEDELは1768年に記している，「Gellertの寓話を男爵に読んであげなさい，そうすれば彼は言うだろう，こ

の寓話はすばらしいと。ところで部屋の隅には彼の召し使いが立っており，そして考える：私の主人は正しい，と；しかしこの召し使いの判断は，彼がしばしば口にする判断ではあるが，ほとんど考えることのない判断だ」[91]（しかしこの場合は召し使いの判断はあたっており，その点で男爵の判断と一致し，ここに身分の違いにもかかわらずあるまとまりを持つ読者公衆が現れる，といった意味かー訳者）。

2．ブルジョア社会の公共諸施設（Die öffentlichen Institutionen）

ドイツの概念発達は，社交形式（Geselligkeitsformen）の変化を後追いしており，この変化は17世紀においてイタリー，フランス，イギリスからその端を発した。ブルジョア的な諸施設（Institutionen），つまり公開コンサート，劇場，道徳的・批判的定期刊行物などにおいて新しい形式の公共性（Öffentlichkeit）が開花し，それが，ラテン語の‘pubblico’‘public’，またドイツ語の‘öffentlich’という言葉の意味に，ブルジョア社会に特徴的な美学的，道徳的，合理的な価値を付与したのである。こうしたことは言語上，付加語である‘öffentlich’が結びついている名詞を見るとわかる。「公開コンサート」（‘öffentliches Konzert’）「公共の新聞」（‘öffentliche Zeitung’），「公共図書館」（‘öffentliche Bibliothek’），「公共の娯楽」（‘öffentliche Ergötzungen’　つまり劇場のこと），「公開展覧会」（‘öffentliche Ausstellung’）などの表現は18世紀の新しい用語であり，教養ある公衆（das gebildete Publicum）がいまや互いに交流しあう諸施設の名称である。これらは，その一般的な近付きやすさによって際立っていた。なぜなら国家的高権行為（Hoheitsakte）の公的代表機関（öffentliche Repräsentation）とは反対に，公衆（Publicum）の一員であるか否かは身分的資格によってではなく，ザッハリヒな資格，つまり市民権（Bürgerrecht），宗教的信条，読書能力などの[92]資格により定まったからである。にもかかわらず，公開コンサートや新聞のような公共施設は，社会的に見れば限られた意味においてのみ公共的であった；なぜなら十分な金と教養（Bildung）をもつもののみがこれらに参加できたからである。17世紀においてはすでに教養と財産が社交形式に色濃く影響を与え，社交への参加者は裕福で教養ある階層に限られ，この参加がブルジョア階級であることのひとつの試金石になったのである。

“公開コンサート”は17世紀末以来イタリアからやって来て全ヨーロッパに広がった。それは宮廷での音楽の上演とは違い，入場料と引き換えにだれでも入れたーたとえその完全な商業化が19世紀に入ってはじめて始まったとはいえ[93]。公開コンサートのために，1672年以来ロンドンでは，王室音楽マスターのJohn Banistersのところに，商人や手工業者の聴衆（Publicum）が落ち合った。1シリングの入場料で望みのプログラムが提供され，そのために“London Gazette”紙の広告が誰であれそのプログラムに招待した。ドイツでは公開コンサートはまず豊かな商業都市において恒常的施設となった[94]。その中でもとくに有名なのは，ライプチヒのコーヒーハウスの所有者がメッセ（見本市）開催時に開いたもので，それは売上をのばすためであった。バッハはここで1729年の毎金曜日に，前もって新聞紙上で知らせていたコンサートを開いた。

公開コンサートは，公開のコーヒーハウスと同様に市民（Bürgertum）の社交的コミュニケーションの場であった。しかしそこには，ブルジョア社会の公共施設の中でも際立って重要な意味を18世紀の新聞制度に与えていたところのあの批判的な共感（Resonanz）が欠けていた。こうした発展の始まりは，30年戦争後の教養的読者層（gebildeter Lesepublikum）の社会的広がりと同時的結集（Integration）の中にあった。新しいタイプの学者たちが，定評ある質の科学的批判と

視野の広い一流人の生活様式（weltmännische Lebensart）とを結合することにより，身分や国家の境界を越えて教養世界を統一しようと努めた[95]。PIERRE BAYLEとCHRISTIAN THOMASIUSは評論機関の編集者であり（『文学共和国ニュース』die "Nouvel les de la Republique des Lettres" 1684ff，『腹蔵のない…考え，あるいは月刊討論』－die "Freimüthigen･･･Gedanken oder Monatsgespräche" 1688－89），その成功は良き趣味と文学的教養の問題についてのこれら編集者の著名な権威に基づいていた。貴族やブルジョア出身の教養ある読者層（Publicum）のメガホンとして，彼らトマジウスたちはその呼びかけの中でこの読者公衆を共通の見解をもったひとつの精神的身体として創造したのであるが，彼らはすべての宗教的政治的紛争をのり越えて，社会的つきあい（Umgang）や常識（Vernunft 思慮・分別）についての規範を定立したのであり，その規範はかれらの雑誌をして最高の名声を得せしめたのである。"Nouvelles de la Reoublique des Lettres" 誌（人をバラバラにするものはこの雑誌では扱わない，の意味－訳者）の中では，宗教的相違は発言の機会を得られなかった：「宗教が問題なのではない，問題は科学だ。だから人々を別々の分派に分割するあらゆる用語を押し込めねばならず，人々が結束する点をのみ考慮すればよい。それが"文学共和国"において高名な"人間"の美点である。その意味で科学はすべからく互いに兄弟か，同じようにいい家族のように見なさねばならない」[96]。こうしたプログラムにドイツの文芸雑誌の編集者は18世紀後期まで縛られていた：彼らは単に代理人として読者に仕えようとしたのであり，読者の方は自ら熟慮して下したかもしれない判断を編集者の見解の中に再確認した。'öffentliche Zeitung'（公の新聞）の概念の中には，すでに1725年にGOTTSCHEDが言ったように，編集者の口を通して公衆自らが発言できるという意味あいが響いていた[97]。

こうした任務にはじめて立ち向かったのは，ロンドンの大衆誌"The Tatler"（1709－1711）"The Spectator"（1711－12，1714）"The Guardian"（1713）などの編集者RICHARD STEELEとJOSEPH ADDISONであった。彼らは，フランスの学者Pierre Bayleの趣味啓発的権威のかわりに，ブルジョア的普通人（Jedermann）の観想的生活態度について述べた。"Spectator"は，同時にこうした普通人がこの雑誌の理想的な読者であるとして彼らに呼びかけた。これらの大衆誌は，その社会的背景をロンドン社会の私的クラブや公開のコーヒーハウスの中に持っていたのであり，この社会の生活がここでは批判的に描き出された。ドイツではこうした大衆誌は数年後にはもう多くの模倣者を見いだし，彼らはイギリスの模範から，分かりやすい様式とか彼らのテーマについての道徳的扱い方を継受した。というのもドイツでは，趣味・流行・一般的作法（Sitte）などの問題に集中することは，比較的広範なブルジョア的な読者，とくに婦人の読者を引き付け，かれらの啓蒙的陶冶（Unterichtung）を可能にしたからである。短い読み物のスタイルは全く親密で心地よく，それはあたかも思慮や世故に長けた古くからの友人が来ている午後のコーヒータイムに集まった知り合いの中にいるようなものだった。人はこの友人の判断に聞き従う，なぜならその判断は私的な団欒のなかでは全く自分の判断のように響くが，ただより理性的で，より熟慮されたかのごとくに響き，かつより良き自分自身であるかのごとくに感ずるのだった。GOTTSCHEDは1725年に，"Vernünftige Tadlerinnen"（「理性的酷評家」）の編集者の資格から，彼の読者の徳および不道徳を裁く「公的」な（*öffentlich*）裁判官の地位[98]を自らに要求した；なぜならこうした雑誌の中で公衆はいわば自己自身を裁くべきであったから。

3．18世紀におけるPublikum（公衆）とÖffentlichkeit（公共性）

このようなことを背景に公衆概念（Publikumbegriff）は，お上の法律行為（Rechtsakte）の名宛人から，教養あるブルジョアジーの社会（Gesellshaft）へと意味転換したのであり，彼らは積極的にも消極的にも，趣味を陶冶しつつ，意見や見解を交換しあう公開の場にかかわったのである。それは緩慢な転換であり，20年代から60年代にまで及んだ。GOTTSCHEDにとっては，文字的な意味でこの概念は1760年にはなおなじみがなかったので，せいぜい次のように言えただけであった：「彼をいままで賛美してきたところのドイツ世界のこの部分（ベルリンではいまやそれをPublicumと呼んでいるが）を・・・」[99]。概念史的にはこの新しい意味はフランス語の‘le public’（公衆）と結び付いており，この語はすでに半世紀以上も前に社会的な階層概念に転じていた：フランスでは16世紀までは新フランス語の語形‘le public’（公衆・読者）とならんで，“les gens”（人々）という意味の中世フランス語の‘le publique’という語形が維持されていた[100]。ドイツ語の‘gemeiner Nutz’（共同の利益）におけるのと同様に，フランス語の‘le bien public’（公共の利益・公益）は，‘la chose publique’（公共の問題，国事・国家）のほかに，Gemeinwesen（公共団体）を意味した。さらにまた‘le public’は“öffentlichen Wohl”（公共の福祉）や“Staat”（国家）の意味でも使われ，それ故‘le bien public’と同じ意味で使用された。それ以外にこの言葉は17世紀前半においてすでに“Theaterpublikum”（劇場の観衆）という特別な意味をも受け取っていた[101]。「公衆の声は必ずしも常に彼ら自身の声にあらず」（*Et la voix du public n'est pas toujours leur voix*）とコーネイ（CORNEILLE，フランスの劇作家，“フランス劇の父”といわれる－訳者）の『ホレース』の中で神々はいったが，かれはこの劇の第5幕で激しく「愚かなる人民」（pueple stupide）を批判した[102]。‘le public’は，“劇場の観衆”という意味で‘peuple’とならんで広く使われていた。しかしなお，たとえ富裕なブルジョアが趣味や風俗の点で人民（Volk）から強く区別され始めていたとはいえ，これらの概念は社会階層に明白に結び付いていたわけではない。‘la cour et la ville’（宮廷と都市）という表現が，この新しい観衆をより正確に描写した：彼らは文芸的エリート（eine literalische Elite）であり，Moliere，Racine，La Fontaine，Boileauなどの精神的指導の下に，Ludwig14世の初期統治下にフランス宮廷を支配した。劇場の1階では分別のある観衆（ein ges ittetes Publikum）がこのエリートたちに味方したのであり，17世紀にはこの観衆が騒々しい人民を劇場の高廊（Galerie）つまり最上階に追いやり，礼儀正しいエリートたちとともに大都市社会に溶け込み，この社会がこの世紀末には文芸ジャーナリズムの文脈からいってもっぱら‘le public’と呼ばれたのである。LA BRUYEREはこの大都市社会を『今世紀の特徴あるいは風俗』の中で次のように描いている；「一般的なコンクールの場において，女たちは美しい織物を見せ合い，化粧の成果を評価し合うために集まるのだが，人は会話の必要から仲間と散歩するのではない。芝居のことで意見をかわし，大衆になじみ，批評家に対抗し，結束を固めるために，互いに結び付く。まさしくそこで，人々は互いに何も言うことなく語り合い，あるいは通行人に向かって語るよりは，むしろ自分たち自身に向かって語り，そのために声を高くし，身振り手振りをし，冗談を言い，頭を面倒そうに傾け，行ったり戻ったりする」[103]。

ドイツ宮廷社会に対しては，これらのPublikum（観衆）は，まもなくブルジョア社会（Kreis）で経験するように，あらゆる趣味の問題において支配的で専制的な影響を及ぼした。ドイツ教養ブルジョアジーは，フランス文化をなかば賛美しながらも忌避しつつ，土着の貴族からも自己を解放せんとしたが，彼らにはパリ社会のような一つのセンターが欠けていたという点で，フラン

スの模範とは異なっていた。彼らは，商業ブルジョアジーからは孤立し，宮廷や大学都市に散在し，遠距離を越えた大変苦労の多い文通を強いられた。「我々には共通の首都がない。我々の良き頭脳の核がそこに結集し，その最終判断をまわりの人々が待っているようなそうした中心が我々にはない」と，RIEDELは1768年に嘆いた[104]。彼の‘Publikum’についての定義は，それゆえその特徴からいえばフランスの概念に比べると社会的（sozial）でもないし，時代に即応したものでもなかった：「公衆（Publikum）という名で私が理解しているのは（もしも公衆の判断が一般規則を確定すべきであるとすれば），趣味の豊かなすべての人々のことである。それは，この世の最初から，あるいはこの世に作家が出現し始めてから，最近の悲しむべき時代に至るまで，ないしはさらに続くであろうすべての時代においてそうである。こうした人々が一致して美しいと明言したもの，ないしはもしかしたらその幾人かは党派性に誘導されているかもしれないので，その場合は少なくとも過半数が美しいと公言したものが，美しいのである」[105]。RIEDELの定義によりドイツ啓蒙主義における‘Publikum’（公衆）の理念的概念がつくられたとはいえ，実際の状況が描写されたわけではなく，その状況は理念からはむしろ遥かに離れたものであった：「我々はそれゆえひとつの公衆をもっているのではなく，（そう言ってよければ）多くの公衆を持っているのであり，それは互いに矛盾する複数の審判者の判断があるのと同じである」[106]。またWIELANDもその数年後に“Deutschen Merkur”のなかでこう非難している；「ドイツにおける教養ある人々の共同体（die gelehrte Republik）は，騒乱の中から現われてきた民主主義の様相（Gestalt）をこの数年来獲得してきたが，そこでは，欲望にそそのかされたか，さもなくばなにをなすべきかをしらない人々が，演説家きどりになっている」と[107]。公衆とは，人が本や雑誌の中で友人であるとか読者（Kunde）であるとみなす虚構上のパートナーであり，意見の対立の中では証人として呼び出すパートナーであり，あらゆる争いの際に最終的に有効な判断を下す地位にいる裁判官として認めるパートナーであった。「我々はそれゆえにいつも詩的な懐疑家になりたいと欲する」とRIEDELはいい，「そして趣味が生み出した観察はいずれもすべて，それが異なった時や場所で公衆（Publici）の同意により承認されるまでは，一面的で特殊なものとみなそうとする」といった[108]。公衆の判決的機能（richtende Funktion）についてのトポス（Topos 常套文句，本当は違うかもしれないが，みんながそう考えているので一応正しいとされる言い回し－訳者）は，17世紀末以来辞書の中にも記録されている：「これ以上に清廉な判事はいない。おそかれ早かれ彼が正義となる」とRICHELETは1695年にいっており[109]，こうしたトポスは用語上は18世紀をとおしてさらには19世紀はじめに辞書編集者により言い伝えられた。LESSINGはかれの読者（Publikum）との親密な交際を著作上の闘争手段として利用した：「私自身ひとりで考えてきたのだが，今に至るまで誰もこうしたできそこない（Missgeburt）について読者に警告を発していないのは不思議だ」と，彼は1754年にPastor Langenによる誤訳の多いホラチウス（Horaz）の翻訳に対する闘争文の中で書いた[110]。それは“Vade Mecum”（「私と一緒に行って下さい」の意味。転じてポケット判の必携書のこと－訳者）という意味深長なタイトルをもっていた。まず第1に読者を「彼の信頼者に」[111]することは，レッシングの，また多くの次世代の作家が掲げた目的であった。彼は“Hamburgische Dramaturgie”誌の中で，「読者のうちのより洗練された人々」に対し，文芸的な啓蒙過程（literarischer Bildungsprozess）への批判的参加を訴えた：「読者がそこに欠けていると思うものを作家にやめさせ，改善させる力を，読者は持っているのではないでしょうか。読者はただ来て，見て，聞いてほしいし，吟味し正してほしい。読者の声は決して軽んじられ無視されてはならないし，その判断はいつも服して傾聴されねばならな

い」，と彼は断言した[112]。

教養的なコミュニケーションがますます増大することにより，判断する公衆（urteilendes Publikum）というフィクションは次第に現実性を帯びるようになった。文芸的論争（Fehden），雑誌・新聞への自由寄稿，私的文通などにより助長された公衆の活性化は，文芸的教養市民層（Bürgertum）に，政治的秩序とは違う次元で，公共的つながり（öffentlicher Zusammenhang）についての新しい自己理解（Selbstverständniss）を得させたのであり，この新しい現象の平等的性格を表現するために，ひとはこの公共的連環を‘gebildete Welt’（教養人の世界）とか‘Gelehrtenrepublik’（学識のある者の共和国）とか呼んだ。こうした共和国のすべての“Bürgen”（市民たち）の相互批判の中で，公衆自身は“Gesellschaft”（社会）の主体となり，この社会の基本原理は自由な参加の可能性がすべての成員にあるということにあった。早くもGOTTSCHEDはすでに1725年に，彼の「ドイツ文芸協会（*Gesellschaft der deutschen Musen*）」のメンバー下の「連合」（*Verbündnis*）について話題にしたが，この協会は「われわれ自らわが母国語を純粋なかたちで使用し，思考表現の理性的仕方を導入する」[113]目的のためにある主義（Grundsätze 教義）を自らに課した。WIELANDはさらに鋭く“Deutschen Merkur”の序文の中で公衆についての新しい自己理解を定式化した：つまり読者公衆（Lesepublikum）と編集者とは芸術の審判の場を設立することをめざしてひとつの「同盟」（*Bund*）[114]に結集すべきであり，この同盟は共通の趣味を陶冶し啓蒙を助長推進することを目的とすべきだ：彼は次のように約束する，「個々の学者とかれらの個別的な学会とはただ一票の投票権しかもたない；名もなき市井人（Erdensohn）がなにか言うべき賢いことをもっているとしたら，彼はアカデミーの会長と同じく彼の一票をもっているということだ」[115]。公衆（Publikum）と公共性（Öffentlichkeit）とは相互に基礎付けあう関係に入った。公衆ーそれは全面的に活性化した公共性がないと受動的な受取人の役割に戻ってしまうかもしれないがーは，共同的（sozial）で精神的な空間を作り出したのであり，その内部で公共性は合理的コミュニケーションの媒体へと己を作り上げた。また公衆は，Wielandの言葉によれば，なお誤ることがあり，その結果「ただ時の経過のみが公衆の判断が有効かどうかの保証となる」[116]のであるが，しかし公衆のもつ互いに開かれた内部構造こそが啓蒙を可能にしたのであり，それもKANTの言葉によれば不可避的にそうだったのである：「それ故，ほとんど本性にまでなってしまった未成年性から脱することは，個々の人間にとっては困難である・・しかし公衆が自分自身を啓蒙するということはありそうなことだし，もし公衆に自由を許すならば，それはほとんど必然的に可能になるといってよい」[117]。

教養ある読者層（Leserschaft）という意味とならんで，‘Publikum’は18世紀全体を通じて古い政治的意味を合わせ持っていたのであり，それについてはGLADOWがすでに1728年にとり上げていた：「publikumということで人は都市とか地方（Land）の共同体（das gemeine Wesen）を言うのを常としている」と[118]。それに対して文芸雑誌的な意味でいう場合には，「読者公衆」（*Lesepublicum*），「読書圏」（*Lesekreis*）[119]，「読書界」（*Lesewelt*）[120]，ないしただの「世間」（*Welt*）[121]のような簡明な表現が一般的となったのであり，SERZは1797年に「教養ある公衆，サークル界」（*gelehrtes Publicum, orbis encyclius*）と「この地の公共体，われわれのキビタス」（*hiesiges Publicum, civitas nostra*）」とを区別した[122]。しかしこの概念のこうした二義性は80年代以降は止揚され，ときあたかもドイツにおいても啓蒙という批判が政治的テーマを捕らえるところとなった。1784年に男爵 FRIEDRICH KARL FRH. VON MOSER は次のように書いた，「事実はこうである，一方ではますます増える大量の定期出版物が出回っているのに対してーそ

こでは，博識や芸術がぐつぐつと煮立ち，ありとあらゆる人間の知識が追い求められているのであるが－，他方ではまったく手を触れていないか，あるいは恐る恐る耕作されている領域があり，この領域は大多数の作家によってちょうど火をはく島のように避けて航海されたのである。悪賢く暴力的な領主，国や人々を欺く人間，圧政者・・政治的害毒者や毒物商人などを，人柄，身分，名誉などの外見や生死に無関係に公衆の最高裁判所（Hochgericht des Publikums）の面前に引き立てることは，もちろんやっかいなこと（eigene Sache）だし，一般的ではない骨の折れる仕事（Beruf）である」と[123]。1793年にライプチヒの法学者CHRISTIAN DANIEL ERHARDもまた，プロイセン一般ラント法の鑑定の折りに，国法についての公共の批判（die öffentliche Beurteilung公開の判定）を支持した；なぜならこうした吟味を「出来る限りの公衆（*die möglichste Publicität*）」に許し，すべての論争的問題を「思考する人類の法廷（*Areopag der denkenden Menschheit*）に提起すること」は，国家自体の利益になるであろうからであった。そして彼は付け加えた，「立法以外には，発言権（*Stimme*）が公衆に帰せられ，かつそれほど多く公衆の声が聞かれるような事柄はほかにはない」[124]と。

19世紀に向けてかくして道が示された：いまや“mündig”（成人）として仮定された市民的公衆（das bürgerliche Publikum）は，国家の公共生活（das öffentliche Leben des Staates）に参加する道を突き進んだ。この概念（市民的公衆）はその文芸的な意味を保持していたが，しかしながら全面的に活性化した公共性（Öffentlichkeit）という高度な要求に本格的に取り組むということにはいたっていなかった。SCHILLERは1795年にFichte宛の手紙の中で，かつてRiedelやWielandが嘆いたのと同じく，「ドイツの美的公衆」[125]の趣味について嘆いたが，しかし啓蒙された公衆の合理的判断能力に対して彼ら（Riedel, Wieland）が持っていた信頼感については共有することはなかった：「私が大変に苦労した後でやっと自分の考えがまとまったといったそのような事柄について，公衆がもつ名声を私が尊敬しなければならないとしたら，私はドイツの公衆について私が現在もっているのとは全く違った見解を得るにちがいない。一面では粗暴さ（*Rohigkeit*）が，他面では無力さ（*Kraftlosigkeit*）が，私をして人が公共の判断と呼ぶところのものについて吐き気をよび覚ます，ということを私は告白せざるをえず，その結果こうした不治の趣味に立ち向かおうと私が機嫌の悪い時にふと思ったとしてもそれはおそらく許されるだろうが，私がこうした趣味を私の指導者やお手本にするならば，そんなことは許されないだろう」[126]。政治的，社会的言語においては，‘Publikum’という概念は，20世紀初頭にあっては新しい概念である‘Öffentlichkeit’により押しのけられることになったのである[127]。

V “öffentlich”と“publicus”．18世紀における自然法上の論証（Begründung）

お上（Obrigkeit）の権限が集中され，17世紀にはそれらが私人の権利領域から引き離されたのであるが，それ以降は‘publicus’と‘öffentlich’という表現は，どの西ヨーロッパ言語においても“staatlich”（「国家的」）という意味を失うことはなかった。しかしながら17世紀末以降になると‘publicus’という用語の古典的で人文主義的な意味要素（それらは16・7世紀の法律用語においては隠されていたが）は，ブルジョア的公衆（Publikum）の台頭とともに新しい評価を得ることになった。こうしたことは，いまやこの公共的という付加語を，国家的な共同体以外の他の社会的な結合（gesellschaftliche Zusammenschlussen）に対しても付けることを許した。ブルジョア的公衆は新しい公共の秩序（öffentliche Ordnungen）の担い手になったのであり，この秩序が占める視界領域（Anschaungshorizont）は，もはや宗教的市民戦争の経験によってではな

く，友人間の社交的で信頼できる交わりの経験によって特徴づけられた。なぜならこの公共の秩序は同時代人の意見によれば人間の本性から生まれたものであるが故に，それは理性的でかつ模範的なものと見なされた。この秩序は18世紀にドイツにおいても‘öffentlich’の意味に作用し，その第2半世紀においてはこの語（公共性）の第2番目の意味転換の敷居を越えて（第3の定義へと）その意味を濃くするにいたった：‘öffentlich’はそれ以降は国家的権威が通用する範囲を表現しただけではなく，同時に精神的社会的空間をも表したのであり，そこでは国家的権威は己れを正当化し，かつ批判にさらさねばならなかった。それ以降はつねに可能で批判的な問い－つまり国家の公共的秩序は理性や公共モラルや社会的需要によって命ぜられた“naturlich”（自然的）秩序にふさわしいかどうかという問いは，‘öffentlich’という用語が持つところの多義性，つまり，“offensichtlich”（「開かれて見える」）という意味と“staatlich”（「国家的」）という意味との多義性を用いることになったので，その結果これらを調和せんという要求が引き出されることになった。

1．言語共同体（Sprachgemeinschaft）

17世紀には言語共同体（Sprachgemeinschaft）がこの“自然的”秩序としてみなされ，そこでは事物の命名，とくに何が正で何が不正か，何が善で何が悪かという判断は，社会的な契約に依存し，HOBBESの言葉でいえば，「我々とおなじ言葉を使用している人々の共通の同意－*common consent*－（いわば人間の社会に必要な確かな契約によって）」に基づいたのである[128]。JOHN LOCKEは，自然法を定式化する際にいった彼の有名な「意見の法ないし世評の法」（*law of opinion or reputation*）[129]の中で，この共通の同意（common consent）に訴えた。それによれば，人間は常に事物の本性についての自分固有の見解を事物の命名の際の判断標準にした：「徳とはどこにあっても称賛に値すると考えられたものである；そして公共の評価の承諾を得たもの以外はなにも徳とは呼ばれない」[130]。ホッブスは道徳的法的判断を，共通の同意により規定される社会的言語契約（Sprachkonvention）から区別し，前者の拘束的な定義を国家元首のもとに留保した。‘public’という付加語は，元首によって代表される国家的統一を表示した：「ある計算について争いがある場合には，両当事者は，自発的に，ある仲裁者または判定者の推理を正しい推理として定め，双方ともその裁決を守らなければならない。そうでなければ，彼らの争いは，自然によって作られた正しい推理の欠如のために，腕力沙汰になるか，未決定のままで終わるにちがいない。・・」（ホッブズ『リヴァイアサン』世界の大思想・9，p．32－訳者）。「すべての人に共通の規則をつくり，それを公に（*publicly*）公表し，なにが正義で何が不正義か，なにが善でなにが悪と呼ばれるべきかをすべての人が知るようにすることは，同じくトップの権力に負うている」[132]。ロックの場合，政治的権力（Gewalt）に依拠した社会的秩序と，言語的・道徳的同意（Konsens）に依拠した社会的秩序とを分かつのは，ただ思考（Denken）と行動（Handeln）との間の狭い違いだけであった：「政治社会に合一している人々がたとえすべての彼らの力の処置を公（*public*）に譲り渡したとしても，彼らはその力をその国の法律が命ずる以上には友人たる市民（*fellow－citizens*）に抗して行使することはできない；とはいえ彼らはなお良く考えたり誤って考えたりする力を保持しているのであり，また彼らがそこに住み，ともに会話する人々の行動を承認したり否認したりする力を残しているのである；そしてこの承認と否認とによって彼らは彼ら自身の中に何を彼らが徳と言い何を不徳というかを確立するのである」[132]。国家的公共性と社会的公共性（staatliche und gesellshaftliche Öffentlichkeit）という意味での‘public’の用

語の二義的使用の中に，政治における道徳的判断の重要性についての要求（Geltungsanspruch）が現れたのであり，この要求はきっちり1世紀後にはカントにより挑戦的に先鋭化され，カントは法の格律が公共の意志にふさわしくない時は，国家から‘öffentlich’というタイトルを奪いとったのである[133]。‘public esteem’（公共の評価）というロックの概念は，以下の点で政治的に衝撃的な意味を持っていた：つまり，1688年革命の決定的要因となったブルジョア社会の道徳的批評（Zensur）は，ロックのこの概念の中で，こうした批評に対し不易の自然必然性を与えているようにみえる言語論的法則とが混じり合っていたのである：「こうして，どこにおいても徳または悪徳と呼ばれ，そう見なされるものの尺度は，この賛成したり嫌ったり，ほめたり貶したりということである。」（世界の名著 27，p．127・8－訳者）「かくの如くに，いずこにおいても，何が徳ないし悪徳と呼ばれ，そう評価されるのかという基準は，是認（*approbation*）か嫌悪（*dislike*）であり・・・この是認か嫌悪かは，秘密ないし暗黙の同意により，世間の人々からなる色々な社交界（*societies*），仲間（*tribes*），クラブの中で作り出されるのである」[134]。ここでは‘public’および‘secret’の付加語はお互い排除していないように，‘public esteem’（公共の評価・公衆の評価）とは，‘secret and tacit consent’（秘密で暗黙の同意）を直接的かつ公に表現したもの以外ではなく，そんなわけで‘public’と‘private’とは自然的言語共同体においては政治秩序におけるように対立を意味しているわけではない：‘public esteem’（公衆の評価）と「私人の同意」（*consent of private men*）は，ロックの場合同義の表現であり[135]，世論の法（Gesetzder öffentlichen Meinung）は，「ファッションの法ないし私的な批評」（*law of fashion, or private censure*）と言うこともできた[136]。

ロックの言語（Sprache）使用は，‘öffentlich’に関するドイツ用語（Wort）史に直接作用したわけではない；この言語はしかしドイツにおいても共同的秩序（soziale Ordnung）として把握され，この秩序は政治的共同体（Gemeinwesen）の構造とは特徴的に区別された。MICHAELISは1759年に，「言語は民主主義である」とその受賞論文「言語におよぼす国民の意見（*Meinungen eines Volkes*）の影響，および国民の意見におよぼす言語の影響」[137]の中で書いた。そこでかれは問うた，「今までのことは間違いだったと全国民を納得させる前に，いったいだれが何かを禁ずる権利を教養ある市民に与えることができるのか（つまり誰も与えてはいない。そんな権利は誰ももっていない－訳者）」と。「公共の言語」（die öffentliche Sprache）については，言語改革者のFRIEDRICH CARL FULDAが積極的な関心をよせた：「そうこうする内に，公共の言語の真の崇拝者やその推進者たちは，共同しながらこの言語を豊かにし完全にすることに懸命となった」と彼は1788年に書いた[138]。そして彼は，「公共の言語使用」を真のかつ好ましい言語のための規範（Norm）になることを要求し，この言語が「洗練され教養ある世界によって，公に書かれ，印刷され，そしてこの印刷物に従って社会のなかでは話がかわされ，こうして聴衆や読者によって理解され，学習され，使われる」ようになることを求めた[139]。言語的公共性（die sprachliche Öffentlichkeit）は，啓蒙主義者によって合理的（rational）で，平等的（egalitär）だと考えられ，そしてまた合理的でかつ平等的な政治的公共性（politische Öffentlichkeit）にとっても，言語的公共性が模範として理解され得たのである[140]。

2．‘Sensus communis’（共通感覚）と‘public spirit’（公共精神）

付加語‘publicus’で表示される国家的秩序は，自然法学説によれば，自然的な人間間の対立関係を社会契約の中で人為的に調整することを前提にした：個々人の私的意見や利益をほしいま

まに実施することを断念することによってのみ，機能的に有効な政治的公共性を創設することができたのである。私人の自然的堕落と公共徳性の国家的保障という二分法－それは国家概念の構想を作り出す際にホッブスを導いたところのあの二分法であるが，この二分法は，18世紀初頭以降，宗教市民戦争の経験を忘失することにより解消し始めた。公共の秩序の源泉は，いまやもはや国家の積極的な立法（Rechtsetzung）に帰せられるのではなく，自然的な共同本能（Gemeinshaftstrieb 結合性向）に帰せられた。公共的なものの圏域（Sphäre des Öffentlichen）は，この共同体本能から直接に，いわば“自然発生的に”に現れ出た。医者のBERNARD DE MANDEVILLEは，『蜂の寓話：あるいは私的な悪と公共の利益』というタイトルで多くの事例をあげながら以下のテーゼを立証しようとした－新しい国家の大きさや富み，つまり公共の利益（public benefits）は，個々人の悪徳，つまり私的な悪（private vice）ぬきには考えられず，それゆえキリスト教の道徳の教義は，それが守られるとすれば，国家を貧困に導くに違いない，というテーゼを[141]。類似の見解をVICOも『新科学』（“Scienza nuova”）のなかで代表したが，彼は私的悪徳が公的美徳に転換するのは神意のせいだとした：「この公徳も，かくも醜い極悪非道の個々人の悪徳を摂理が活用し給うた結果にほかならぬことがわかる。なぜならば，人間精神が個々ばらばらで，公共の福祉などにはもとより理解を示さなかった時代に，（このおかげで）都市がなおも保持され続けたからである」（引用部分はイタリア語　『世界の名著』続6，ヴィーコ「新しい学」，p．74－訳者）[142]。ヴィーコの場合‘Pubblico’（公の，公衆）は，徳（徳のある人）を意味したが，その理由は，単に国家がそれらに依存しているからというだけでなく，それらによる神意（Vorsehung）が人間共同体の歴史を導いたからであった[143]。人間はこの神意により人間に植え付けられた*senso comune*（「常識」，「共通感覚」）[144]の助けにより，歴史の中で作用している*pubblici motivi di vero*（「真実の公的動因」）を認識できるとされた[145]－もっとも民族の伝承がこれをフィクションの下に隠してきたのであったが。新しい科学は，民族自体の道徳的本性に基礎をおく真理原則（Wahrheitsprinzip）を，つまり*pubblico fondamento di vero*（「真実の公けの根拠」，「真実についての公衆の根拠」）[146]を歴史の中で証明したのであり，国家秩序の構造もそれに服したのであった：「この公理は，人間文化の性質からみて，君主はまず民衆の道徳習俗を学ばねばならないことを，明らかにしている」（ヴィーコ，同前，p．137）[147]。senso comuneはヴィーコにおいては認識できる感覚として考えられ，同時に人間にとって生まれつきでかつ共同体を創造する感覚として考えられた[148]。諸民族の共同的本性（die gemeinschaftliche Natur der Völker）についての認識と共同的行為（soziales Handeln）とが補いあってヴィーコにおいては共同的なもの（das Soziale）への包括的な感覚（Sinn）となったのである[149]。真理にのみ向けられた近代自然科学の認識とは逆に，すでに古代において知られていた‘sensus communis’（共通感覚）はブルジョア生活に必要な熟慮（Klugheit）へと成長し，この熟慮はまた蓋然的基礎（wahrscheinliche Gründen）によって左右されるものだとされた（versimile 真らしさ）[150]。

common sense（共通感覚）についてのSHAFTESBURYの教義は，ヴィーコよりも大きな影響を‘publicus’の自然法的意味に与えた（近世の新しい諸言語において）。‘Public spirit’は，彼にとってはcommon senseと分かちがたくむすびついた徳であり，それと明白に区別された社会的徳（soziale Tugend）ではなかった：「公共の精神（*public spirit*）は，社会的感覚（*social feeling*）あるいは人類とのパートナーシップのセンス（*Sense of Partnership with human Kind*）からのみでてくることができる」[151]。common senseは，人間の道徳に基づいていると同時

に，政治支配がそのよりどころを求めることができる諸原理にも基づいていた：「そしてかくして道徳性と良き政府とはともに進む。公共の善（*Publick Good*）の知識なしには，徳（*Virtue*）への真の愛は存在しない。そして絶対的権力（*absolute Power*）のあるところには，公共（*Publick*）はない」[152]。絶対主義的に統治された国家においては公共の福祉（das öffentliche Wohl）についての感覚が欠如しているが故に公共性（Öffentlichkeit,public）について語ることはまずあり得なかったのであるが，こうした絶対主義的国家に対しイギリスはその「統治の感覚」（*Sense of Government*）において抜きん出ていた：「我々は，公共の観念（*Notion of a Publick*）を，そして憲法（*Constitution*）を持っている。・・・我々の増大する知識は，毎日そしてますます我々に，政治においてコモンセンス（*Common Sense*）とは何かを見せてくれる：そしてこの知識は，道徳における同じような感覚（*a like Sense*）を理解することへと我々を必然的に導くにちがいない」[153]。コモンセンス（common sense）についてのシャフツベリーの教義は，イングランドにおいては，Hutchesonに，さらにHumeを越えてこの世紀の後半にはスコットランド学派（Kreis der Schottischen Schule－常識学派）へと影響を及ぼした。その創設者Thomas Reidは，公共の精神を人間の７つの慈悲深い感情（benevolent affection）のひとつに数えたが[154]，David Humeはそれ以前にすでにつぎのことを明らかにした：「もしある人が，すべての公共の精神の誠実さ（*sincerity*）や，国（*country*）・コミュニテイへの愛情（*affection*）を否定したとすれば，私はこの人についてどう考えてよいかわからない」と[155]。HUTCHESONの理論によれば，“moral sense”（「道徳感覚」）は，個々人の中にある一種の自然的政府（Regierung）であり－「この自然の政府（*natural government*）は魂の中に立てられる」[156]－，共同体を建設するための素質であり，それは利己的な私的利益に対して競合関係として現れた：「公共の感情（*public Affection*）に十分力を与え，それを我々の生活の中で優勢にする唯一の道は，反対利益の意見を片付け，公共の感情の側にあるより優れた利益を見せつけることでなければならぬ。もしこうした配慮が公正かつ十分に払われていれば，自然の摂理（*natural Disposition*）はそれ自身十分力を発揮することに失敗することはまずあり得ない」[157]。‘public’（公共の）とか‘common’（共通の）などの付加語の意味は，それが社会的（gesellshaftlich）属性を表示するばあいは，常識哲学（common-sense-Philosophie スコットランド学派）においてはほとんど一緒になった。Thomas Reidの作品の出版者であるWILLIAM HAMILTONは，‘common sense’（コモンセンス）の社会的（sozial）意味を定義し，次のように言った。それは「社会の各成員より期待されている共通の義務や礼節についての感情（*feeling*）ないし習性となった知覚（*perception*）－*gravitation of opinion*（意見の傾向）－*a sense of conventional decorum*（慣習的礼儀の感覚）－*communional sympathy*（共同的共感）－*general bienséance*（共通の礼儀）－*public spirit*（公共精神）」[158]であると。‘Public’は単に共同体（Gemeinwesen）を言うだけではなく，個々人が共同体に捧げる態度や心情をもいう。公共の精神の純粋の活動分野は，個々人の具体的な生活圏（Lebensumkreis）であり，彼らが活動している町村，大学，都市，その他であった[159]。普通の人間が自分で“我々”と言うことができるすべての人間と自分とを同一化することの中に，MANDEVILLEはすでに（1729年），公共的なもの（das Öffentliche）についての感覚（Sinn）を発見した：「共同の人々（*common people*）は，公共体（*the public*）に属するもので称賛に値するすべてのものを好む。そこではすべての者は自分自身を参加者（*sharer* 共有者）と考える」[160]。「個々の人間と人類の間の秘密の鎖」とHutchesonが称したような自然的道徳的共同体（Gemeinschaft）が，優先的な基礎として政治的共同体（Gemeinwesen）のベースに置かれることに

よって，‘public’のもつ政治的意味に道徳的主張（Anspruch）が伴うことになり，この主張が政治的公共性をして新しい仕方で正当化を必要なものとした。

ドイツにおいては‘common sense’（常識，共通感覚）の概念は，イギリス哲学者の知識が広く流布されていたにも拘わらず，理論的な判断力（Urteilskraft）としてのみ受容され，それはRiedel, Kant, Herderにとっては，倫理的意識（良心）や趣味とならび，固有の悟性能力（Verstandesvermögen）を構成した；‘Gemeinsinn’（共同感覚）の概念には，イギリスの‘common sense’[162]のもつ政治的－社会的内容がなお欠けていた。フランス革命の直前になってはじめて，‘Gemeingeist’（共同精神）が，‘public spirit’‘esprit publique’と等置の語彙として，共同的なもの（das Soziale）についての感覚の意味をもった－ただし哲学的に基礎づけられたわけではない。CAMPEは，いま存在する言葉といっしょに，それが示す事柄（Sache）が常に存在したわけではない，という事例としてつぎのことをあげた：「もしそうだとすれば，我々はドイツにおいてもすでに長いこと*Gemeingeist*（*public spirit*）をもっていなければならなかったはずだ，なぜなら我々はすでに長いことこの言葉を持っていたから」[163]と。

3．Die Öffentlichkeit der Vernunft. Kant（理性の公共性－カント）

18世紀には‘gemein’を使った新しい合成語－‘Gemeingeist’‘Gemeinsprache’[164]‘Gemeinwohl’[165]などーは，ほとんどの場合国民の共同体（Gemeinschaft der Nation）を言い表したが，それは政治的統一体としての国家（Staat）を直接さしたのではなかった。それに対し“öffentlich’を伴った付加的合成語は，しばしば集合的単数であり，この合成語を通して諸個人の人格的固有性（persönliche Eigenschaft）が普遍性（Allgemeinheit）へと中継された（übertragen wurde）。18世紀後半の多くの新しい造語はこうした規則に従った：‘öffentliches Ärgernis’（公憤，義憤，共通の迷惑などについての憤り），‘öffentliche Ahndung’（公共の復讐・懲罰），‘öffentliche Zufrie denheit’（公共の満足，共通の不満を解決した場合など），‘öffentliche Schande’（公的不名誉・恥，世間的な恥じ），‘öffentliche Neugierde’（公共の好奇心，あるものについての共通の関心），‘öffentliches Leiden’（公共の苦悩・悲惨，伝染病・飢餓・災害などか），‘öffentliches Vertrauen’（公共の信頼，世間的な信頼），‘öffentliche Sünde’（公共の罪・犯行，宗教・倫理・道徳的な罪），‘öffentliche Kritik’（公共の批判，世間的な批判），‘öffentlicher Tadel’（公共の非難），‘öffentliches Urteil’（公共の判断，共通の判断），‘öffentliche Stimme’（公共の声），‘öffentlicher Wille’（公共の意志），‘öffentliche Meinung’（公共の意見，世論）など。‘öffentliche’という付加語は，これらの合成語においてはその名詞が持つべき権威を表現したのであるが，この権威は単に心情や判断の普遍性によってのみ付与されるのではなく，それらが諸個人一人一人の心情であるということによって初めて真実であり，反撃しえないものとなったのである：個人の経験（Erfahrung），感情（Empfindung），洞察（Einsicht）に基づいてその都度得られる判断がほかの人々の判断と結合し，こうして判断は公共的（öffentlich）となった。国家に対して判断がもつ権威の秘密は，このような新しい質の中にあったのであり，他方国家は公的行動においては（in öffentlichen Handlungen）つねに少数のひとびとの理性と洞察にのみよりどころを得ることができた。‘öffentlich’という付加語がもつこうした新しい質は，同時代の辞書の編集者にはまだ隠されていた。JOHANN CHRISTOPH ADELUNG－19世紀の辞書編集者はかれの分類区分にほとんど従っていたーは，高地ドイツ語の方言についての彼の辞書の第1版（1777年）の中でこの語句の3つの意味をこう

記した：「1．すべてのひとびとの前に存在し，あるいは起こるところのもの：秘密ないし隠れたものの反対，2．誰の使用も可能であるようにつくられた（もの），3．狭義においては，大きなブルジョア社会に関係のあるところの（もの）」[166]。公共性を通して保証される拘束性（Verbindlichkeit）とか真理（Wahrheit）の思想は彼にとっては疎遠であったが，それは偶然ではなかった：なぜなら公けに宣告されたものの真理性の基礎は，個々人の心情や洞察の直接性の中にあったのであり，そうした心情や洞察の成立は当初は公共的なものの圏外で起きた。それが‘公共的’だと呼ばれたことにより，こうした判断や心情は直接それ自体として明白（evident）でなければならないこととなった。WIELANDは，“Deutscher Merkur”（ドイツの商業神）誌のための綱領的序文の中で，芸術批評家の役割についてこのような意味で書いた：「あなたはあなたの判断を公に言いなさい，さすれば公衆（*Publicum*）がそれを正当化するでしょう，なぜなら公衆は誰しも自分も全く同様に話したであろうと感ずるか，あるいは感ずると思うから」[167]。ヴィーラントはドイツメルクア誌にのる批評家たちに対して“Bund”（「連帯」）を要求したが[168]，それは，批判の基準を確立することにより，公に話されている判断に対し，普遍的で理性的な判断の質を付与するという意味においてであった：非党派性，批評家メンバーすべての平等，正確な知識（Sachkenntnis）と思慮分別などが，こうした質を保証するものだとされた。カントの『純粋理性批判』もまた，こうした一般的に有効な基準を定めることを目指した：「人間理性の公共的使用はいつでも自由でなければならず，そしてそれのみが人間の間で啓蒙を実現することができる」と，カントは1784年に『啓蒙とは何か－この問いについての回答』という論文の中で述べている[169]。カントはその中で‘öffentlich’という語の新しい合理的意味の重要性を，国家的公共性のむきだしの権威原理に対抗して，論争的にかつ鋭く強調した：「人間諸個人の理性の公共的使用ということで私が理解しているのは，読書界の全読者（*Publicum*）の前で学者として理性を使用するということである。私的使用について私が言わんとするのは，自分に委託されたある市民的な地位ないし公職（*Amt*）においてのみかれの理性の使用を許されているそうした使用の仕方を言う」[170]（公職での理性の使用を私的な使用というのは逆説的であるが，カントは君主などによって与えられる公職を私的なものと見ていたのでこうした表現になる－訳者）。カントは，当時普通に使われている法律用語を挑発的にその意味をひっくり返して使うこと（Vertauschung）を許したが，それは，「読者（*Publicum*）に向かって，本来の意味で著書や論文を通じて自説を主張する学者の資格において」（岩波文庫『啓蒙とは何か』p.11－訳者）のみ個人に許したのであった；しかし人間を異なった資格に分けるのは彼にはなお人為的なものに思えた。そのことを彼は政治体（gemein Wesen）の一部を受動的なものへと追いやった国家のせいにした－つまり「政府によりこの人達を公的目的に人為的に同一化せしめるためか，あるいは少なくともこれらの目的を転覆させないため」にそうした国家のせいにした（岩波文庫　同前p.11）[171]。「理性的」目的と「国家的」目的との間の矛盾の克服は，かくして進歩的啓蒙が当然に命ずるところとなった。カントは，論文『理論においては正しいかもしれないが実践には役にたたない，というきまり文句（Gemeinspruch）について』（1793）をそのために捧げた：もしも君主が立法に際してそれのみが「普遍的で（統一された）人民の意志」[172]であるという「公共の意志」に従ったならば，‘öffentlich’のもつ「国家的」意味は，みんなにとり拘束的な理性という平等主義的考え方と調和させることができた。それを実現するためにはなかんずく次のことが必要とされた（カントによれば－訳者）；すべての自律的な市民は，彼の意志を，単に一般的幸福の目的に向けるだけでなく，「（自然に対しても，自由な意志に対しても）普遍的である立法理性」に一致さ

せることが。しかしこうした同一性は立法議会により達成することはできない，むしろこの同一性は，「理性の単なる観念ではあるが，疑うべくもない（実際的な）リアリテイをもつ観念である；すなわちそのリアリテイとは，すべての立法者をして，彼らがその法律をあたかも全人民の統一した意志から現れ出たかのごとくに作るように義務づけ，また臣民のほうはといえば，彼らが市民たらんと欲する限り，このような一つの意志に賛成するであろうと彼らが見なすようになるだけのリアリテイである。なぜなら，それこそがすべての公的法律の正当性（*Rechtmäßigkeit*）を試す試金石だからである」[173]。正義（Gerechtigkeit）は，カントにとっては，法律に対し市民が同意を可能にする原理の尺度になっていたものであった。

公共性についてのカントの原理の中にあっては，物（Dinge）の明証性（Evidenz）は，それが公開の場において現象（Erscheinen）するということの中に表れる，という古くからの考えが，理性的認識を可能にする条件の発見と結びついており，その条件の先験的な確実性がこの条件をしてすべての人を拘束した。理性はしたがってその公共的使用の義務をそれ自体として含んでいた。

Ⅵ．‘Öffentlichkeit’と‘öffentliche Meinung’（公共性と世論）

1 概念の生成（Begriffsbildungen）

a）‘Öffentlichkeit’（公共性）

この‘Öffentlichkeit’という用語は，1750年以後になってはじめて形容詞の‘öffentlich’から作られたようだ。おそらく1765年にはじめてこの語を使ったJOSEPH VON SONNENFELSは，もしも検閲がなければ「誤った，いまわしい，危険な意見の流布」に至るに違いないところの，そうしたコミュニケーション手段がもつ質を‘Öffentlichkeit’として表示した：検閲は「それゆえに，単に図書のみではなく，演劇，学説（*Lehrsätze*），新聞，国民に向けられたすべての公開の話（*Reden*），絵画や銅版画，そしてそう言ってよければなんらかの形である種の公共性（*Oeffentlichkeit*）をそれ自体が持っているそのほかのもの，などにまで及ぶ」[174]と彼はいった。この新しい用語を1777年にはじめて辞書に取り入れたADELUNGもまたこのような意味でこの用語を定義した：「この用語をどの意味で使ったにせよ，それが公開されている（*öffentlich*）か，あるいは公に生ずるところのあることがら（*Sache*）がもつ性質」[175]と定義した。しかしこの表現は新しい世紀に入るまでは一般に使用されないまま終わったし，その意味も不確かであった。なぜならこの表現は，事柄の知られている側面とならんで，すでに‘publicus’の中に儀式といった意味のニュアンスがあったことからいっても，荘厳な（festlich）行為，おかみ（Obrigkeit）によって裁可された行為を意味することもありえたからである[176]。共和主義的および自由主義的意味での表現としてはじめてこの語は1800年以降になって政治的・社会的概念の意味上の精確な内容を獲得したのであり，1815年以降になるとこの語はドイツ憲法論議の中で鍵的地位を与えられることになった。

b）‘Publizität’（公表性）

ドイツ語の‘Öffentlichkeit’はすでに早くからフランス語の‘publicité’の同義語とされていた。CAMPEは1791年に‘Publizität’をドイツ語化するのに‘Öffentlichkeit’を用いたのであるが，それは彼によってはじめて案出されたものとであると1801年になってもなお彼は信じていたが，それは誤りだった[177]。すでに1784年にCHRISTIAN FRIEDRICH SCHWANは，‘Öffentlichkeit’を‘publicité’‘notrité’の訳語として引用していた[178]。“Publicité”は，1694年に

はじめて辞書“Dictionnaire de l' Academie française”の中で語彙的に登場したが[179]，それはさしあたり刑法上の意味で使われた：‘publicité d'un crime’（犯罪の公開）は，公に暴露された（offen zutage liegende）犯罪，ないしは一般的に知られた犯罪を意味した。演説や書物の自由な交流という意味をこの語がはじめて獲得したのは18世紀後半においてであった。またこの語（publicité）はたぶん，以上の意味ではじめて‘Publizität’としてドイツ語に転用され，スローガン的な普及を急速に見せた。この概念は言論の自由についての肯定的で新しい評価をいまや告知するものとなり，こうした評価は共和主義的で啓蒙的な階層の中ですでに60年代以降主流になっていた。「ドイツの創造神（*Genius*）に感謝しなければならないが，いまや我々は，*Publizität* のおかげで評価してもしきれない自由を享受している」[180]と，1787年に“Neue Literatur und Völkerkunde”の中に書かれている。HEINRICH GODFRIED SCHEIDEMANTELは，フランスの人権[181]の中に言論の自由を保証した点に与したが，それも彼が‘Publizität’という表題の下に，「人間の譲渡できない権利」としての思考・会話・執筆・印刷の自由などを要約したからであった[182]。ドイツ君主制は新しい自由理念に対し90年代の始め以降出版検閲の強化[183]によって対応したが，他方‘Publizität’概念の方は自由主義的理論家たちにより憲法原理にまで高められた：FICHTEは，1796年『自然法の原理』（Grundlage des Naturrechts）の中で，支配権力の政治的行為の合法性は，かれらが一度立てた行動原則にその後も継続して従っているか否かによってのみ評価されるべきことを明らかにした。「こうした評価が可能となるためには，国家権力のすべての討議は，決定の根拠や状況をふくめて例外なく最高の公表性（*Publizität*）をもたなくてはならない」[184]。カントはそれより1年前にPubliziätに対し，立法の際の卓越した意味を付与した：つまり政治的決定の合法性についての事後の評価に対してのみならず，立法時における立法者の志向に対しても，カントにより定立されたふたつの「公法の先験的公式」（transzendentale Formeln des öffentlichen Rechts）が用いらるべきだ，とした：「1）他人の権利に関係する行為で，その格率が公表性（*Publizität*）と一致しないものは，すべて不正である。2）（その目的をのがさないために）公表性を必要とするすべての格率は，法と政治の双方に合致する」（岩波文庫『永遠平和のために』，P.100,110－訳者）。Publizitätは，倫理的にも法的にも確証された原理として，「政治と道徳の一致（*Einhelligkeit*）」を保証すべきものとされた：「ところでこの目的（政治と道徳の一致－訳者）が，公表性を通じてのみ，つまり当の格率に対する一切の不信を遠ざけることによってのみ，達成可能であるとすると，この格率はまた公衆（*Publicum*）の法とも調和するはずである；というのも，この法においてのみ，すべての人間の目的の合一が可能になるからである」[185]（岩波文庫　同前，p.110）。出版法や国家法（Presse－ und Staatsrecht）においてと同様に，‘Publizität’概念は司法においてもついに政治的スローガンとなり，その後ナポレオン法典は，フランス革命期に導入された刑事事件の司法手続きの公開制（Öffentlichkeit）を承認した[186]。JOHANN GEORGE SCHEFFNERは1812年に，Publizitätを，Humanität（人間性）とPopularität（庶民性）とともに，「自由主義的思考様式」の主要な指標のひとつに数えた[187]。19世紀にPublizitätの用語が広範に広がったにも拘わらず，解放戦争以降は‘Öffentlichkeit’というドイツ語の概念がフランス語からの借用語の代わりとなりはじめ，その際両概念は意味的には同義のものとして用いられた。

c）‘Öffentliche Meinung’（世論）

‘öffentliche Meinung’（世論）という表現は，フランス革命が始まった頃に‘opinion

publique'の借用語としてドイツに導入された。'voix'（声，意見），'esprit'（精神），'estime'（評価評判），'remour publique'（世評，つぶやき）などと同じように，'opinion publique'あるいは単に'opinion'は，18世紀に入るまではただ多くの人により共有された意見[188]を意味したが，70年代以降になってはじめて政治的意味をもつに至った。"opinion"とか'Meinung'は，すでに中世以来，哲学・法律・社交言語においてみられる多くの意味とならんで，「普通の人間の意見」（*Meinung des gemeinen Mannes–opinion du peuple*）を言い表すこともありえたのであり[189]，この後者は当時の支配的なトポス説（Topik）によれば，世間の女王（Königin der Welt），あるいは専横的で変わりやすいものとして知られていた[190]。「多くの人々が従う意見，多くの人が拍手をし，あるいは賛成する意見（*opinion suivie de beaucoup de gens, Meynung, dero viel Beyfall thun, oder beyflichten*）などという言い方で，17・8世紀においては宗教上の大小の教派の信条が言い表されたが[191]，それらはなお普遍性を要求する権利があるところまで高まっていなかった。そして普遍性を求めるこの要求が，後になって'opinion publique'（世論）の概念と結合するに至った。こうしたことは偏屈な哲学的学説（Lehrmeinungen）についてもいえるのであり，その点についてMALEBRANCHEが軽蔑的に語っている：哲学者は，「世の中のなんらかの評判を獲得せんとして，何か新しい意見の創り手たらんと望んだ」[192]。完全には確実ではないところの認識（自然科学的認識や裁判所の判断などとは異なる認識ー訳者）の意味がこの概念（世論）に軽蔑的な響きを与えたのであり，かかる響きをこの概念は18世紀においてももっていた：「もっとも重大な事柄についての世論が変わるのを見届けるためには丸20年は必要ない」と，LA BRUYÈREは17世紀末に書いた[193]。同じ時期イギリスにおいては，'opinions'（世論）が，つまりブルジョアジーの道徳的政治的原理（主義）が，王の権威に勝利した。WILLIAM TEMPLEは"名誉革命"の8年前にすでにこの世論を「すべての政府の真の基礎（*ground and foundation*）」と名付け，，力にのみ依拠した政府に対して，世論に基づいた政府の優越性を以下のような論拠で基礎づけた：「なぜなら力（*Strength*）から生ずる権力（*Power*）はつねに統治される多数派である人々の中にあり，世論から生ずる権威は統治するところの少数の人々の中にある」[194]。JOHN LOCKEは，17世紀の60年代に自然法についての5番目のエッセイの中で，道徳的問題の意見については人間の中には自然的なコンセンサスはないという見解を主張したが[195]，革命後に公刊した『人間悟性（Human Understanding）に関するエッセイ』の中では「世論の法」（*law of opinion*）—社会の普遍的意見—を道徳的行為のもっとも強力な試金石と見なした[196]。個々人の生活と同様に共同体の生活においても支配的な道徳的原則を言い表すものとして，この概念は18世紀においてますます重要となった。DAVID HUMEは，国家にとって"opinion"が意味するものを，1740年より後にものしたエッセイの中で苦心して明らかにした：「力は常に統治される者の側にあるので，統治者は世論以外には彼らを支える何ものをも持たない，ということをわれわれは見いだすであろう。それゆえ政府が基礎づけられる根拠は，世論しかないのである」[197]。意見（Meinung）は最近になってすべての人間的な関心事の基礎となったと（ヒュームは）いう：「なおつぎのように言ってもいいだろう，人が利益によって多分に統治されるにせよ，利益それ自体そしてすべての人間の関心事は結局世論によって支配されているのである。いまや過去50年の間に，学習と自由の進歩により，人々の意見の中には突然で知覚しうる変化が生じたのである」。迷信は衰え，宗教は名声を失い，王冠はたとえ地上での神の代理者だと自称しても物笑いをしか引き起こさなかった[198]。フランスにおいても世論はこの世紀の半ばには社会における人の名誉・名声の源泉だとされていたが，LA BRUYÈREの場合のよ

うに，世論はなおたいていは軽蔑すべきものと評価された：「我々は幸せを見つけるために，我々自身の外に，つまり人々の意見の中にそれを探す。ところでその人々はお世辞屋で，誠実さに欠け，公正さを欠き，ねたみと気まぐれ偏見に満ちているのだ」[199]。同じ意味でROUSSEAUは，世論によって拒否された社会的名声を言い表すために，1761年『新エロイーズ』の中で‘opinion publique’の概念を利用した：「人々が信義と呼ぶものを私は次のように区別している。民衆の意見を切り抜けたものと，自身の尊敬から生まれたものとに。前者は動く波よりも揺れやすい偏見を形作りにすぎず，後者は倫理の永遠の真実に基礎を置く」[200]。70年代になって一層はっきりしてきたフランス国家の破産が目立ち始めたとき，はじめてopinion publiqueは第1級の政治的意義を獲得した：「世論は，法の恐怖よりも，宗教よりも，強力なのではないか」[201]と，DU MARSAISは1770年に問うた。DIDEROTは1775年のNecker宛の手紙の中で新しい権力について次のように描いた：「意見，つまり良い方にも悪い方にも力をもつことがよく知られているこの動体は，そもそもわずか数人の人々の印象に過ぎなかったのであるが，この人々というのは，考えて後に語り，また社会のそれぞれの地点において絶えず教養センターを形成し，そこでの理論的な誤りや真実なるものが，少しずつ広がり，やがて街のすみずみにまで及び，ひいては信仰箇条のような地位を固めていったのである」[202]。opinion publiqueの前で王政は責任を負わなければならないと，NECKERは1784年に書くことができた：「そしてこの裁判が世論の裁判である」[203]。この世論が1789年にフランス国民議会で革命的支配に達したとき，この概念はついにドイツ語に訳された。パリからNeue Teutschen Merkur宛の手紙（1790・12）の中に次のように書かれていた：「世論［*die öffentliche Meinung (opinion publique)*］は人民（*Volk*）の強さと権威を国民議会に与えたが，これについて私は従来不確かな概念しかもっていなかった。時代に明るい優れた愛国者たちがクラブに集り，かれらの影響力を通して，こうした必要不可欠な公共の意見を強め，確立してきたのである」[204]。

2．フランス革命期の‘öffentliche Meinung’

‘opinion publique’の概念は，ドイツでは1790年以後になってフランス革命の疎遠な現象として受け入れられた：1793年にGEORG FORSTERはパリからかれの妻宛に「我々はすでに7000人もの評論家をもっている。しかしそれにも拘わらず，ドイツの共通精神（*Gemeingeist*）がないのと同様に，ドイツの公共の世論（*öffentliche Meinung*）もまた存在しない。この言葉すら誰しも説明と定義を要するほどに我々には新しくまた未知のものだ；それに反して，イギリス人は*public spirit*が話題になっている時にイギリス人同志互いに誤解することはないし，フランス人は*opinion publique*が話題になっている時に互いに誤解することはない」[205]。解放戦争のあとで，また憲法闘争の開始以降になってはじめて，‘öffentliche Meinung’の概念は，自由主義的ブルジョアジーの政治プログラムと結合し，かくしてそれは政治・社会的言語の中心概念になった[206]。それに先立つ数10年間，ドイツにおいては表現の新鮮さがこの概念の規定を助長する方向に働き，この概念規定にあたっては観察者として冷静に距離をおく立場から隣国における革命的革新から教訓を引き出そうとした。啓蒙的時代思想が新しい観察や洞察と結合したが，それは，この概念が一般的に認められた社会現象の自明性を（他の国と同じように－訳者）獲得することができたということではなかった。これについて特徴的なのはCHRISTIAN GARVEの古典的な定義であり，それによれば，真の世論はすべての諸個人の一致した意見の直接的なまとまりとしてのみ考えられるということである：彼が理解するところによると，それは，「各人がある対象

について独自に熟慮しあるいは体験した結果下した判断において，一国の市民の比較多数ないし最大多数が一致」[207]するということになる。世論の力は，個人の主体的な感覚からくる誰しもが感ずる確信を外部に向けるところに存在した；このことが世論を古い概念から区別した：Garveが確認した点は，「以前は共通のないしは支配的な意見と呼んだものが，われわれの時代においては公共的（*öffentlich*）という新しい形容詞によって表示されている」ということであり，その意味の違いは「こうした表現により同時に効果をもたらすことのできる慣習」の中にあり，この慣習は「世論をして大きな現実性をもつ不可視の存在（*Wesen*）とみなし，かつ世論をして世界を支配する隠れた権力（*Mächte*）の中に数え入れるというものである」[208]。

実際にこうした権力は，世論がその時々の第3身分の支配党派の政治綱領となることによって，革命の最中に世論の所有に帰するところとなった。観念的な観察方法はしかしながら，この権力を一貫した精神的権力の単なる担い手としてしか見ない傾向をもった。ドイツにおいては，‘öffentliche Meinung’の概念は，自覚的な市民的階級意識を欠いていたが故に，個々の利益にしたがって，時にはgelehrte Publikum（教養ある公衆）[209]のものとなったり，時には「それが大衆に浸透した時には優勢を獲得した階級」[210]のものとなったりした；しかし一般的には，世論は間接的にしか支配しないと考えられた。SONNENFELSはそれゆえに強調した，「世論自体はなんら力にならないか，もしくは単に道徳的（理念的な）な力でしかない：しかしそれは正当な政府のためには現実的な力となる，なぜなら世論は，満足するものの数，つまり政府の支持者の数を増やし，不満足なものの数を少なくするからである。道徳的な力はかくして物理的な力を通して有効となる」[211]。にもかかわらず，強力な世論が存在するようになってはじめて，固有の政治的ファクターとしての国民（Nation）について語ることができた：「政治的意味において国民は何を意味し得るか，それはたとえば，永続的で，したがってたえず培われ，構成され，率直に表現される世論のようなものではないか」とGRAF VON SCHLABRENDORFは1815年に書いている[212]。革命前には‘öffentlich’という用語の意味の二義性の中に沈んでいた，批判と政治行動との区別は，‘öffentliche Meinung’という概念においては，維持され同時に止揚もされた。世論の支配が意味したのは，大衆（Massen）が革命において自ら権力を獲得したということではなく，かれらの物的な力により今後は政府に政治的可能性の限界が引かれたということであり，この限界を踏み越すことは国家的秩序の存続を危機に陥れるに違いない，ということであった。「それゆえあらゆる革命の根拠は，外的な圧政でありかつ道徳的な文化である」と，JOHANN ADAM BERGKは1795年に“Deutschen Monatsschrift”誌に書いた。「外的制度が良心の声と一致しなくなり，国民を苦しめその人間性をあざ笑うところの不正義について国民が知りかつ感ずるようになれば，革命は不可避となる」[213]。良心に表現の機会を与える世論と政治的諸制度がともに変化する力として考えられ，両者の一致しない前進がいまだかつて知られたことのない革命を引き起こしたというのである：（人間や事物により引き起こされた革命以外の）「第3の革命が，意見や概念の変化から起きるのであり，それは一面では不可避で反抗できないが，他面ではすべてのものの中で最も危険で永続的なものである。いかなる憲法や法律もその最後の支えを多数意見の中にもち，ひとはそれに服さなければならない，ということは明らかだ」と，GARVEは判断した[214]。世論に対して革命がもつ意味は，革命は政治的可能性の極限として世論に最終的な有効性を認めるという点にあった。BERGKは言った，「もし憲法が道徳的啓蒙と同一歩調で歩み，政府が常に国民の一般意志を配慮しかつそれを実現し，正義（*das Recht*）を不遜に無思慮に侮辱し続けるのではなく，時代の精神を知り，それを操縦し利用することを知るならば，革命は

避けることができる」[215]と。フランス革命とともに政治的言語に導入された‘一般意志’（volonte generale）とか‘時代精神’という概念は[216]，以下の点を‘世論’と共有した，つまり，真理に対する問いがこれらの概念の中では後景に退いてしまった，という点を。GARVEは言った，「実際，世論と一般意志という両方の表現は，互いに極めて近い関係にある。それらはほとんど同時期に同じ文筆家たちによってドイツ語に導入された。それにより表示された事柄は，同じ性格をもち，その価値を同じ理由で根拠付け，正確に認識されるのは同じく困難であり，人民を堕落させるものによっては同じく簡単に濫用されうることになろう」[217]と。ROUSSAUは1762年に『社会契約』論の中で，一般意志の主張により集合意志の自治（Autonomie des kollektiven Willens）を要求したが，その合理性の判断基準を積極的に立てることはなかった。すべてのものの意志—volonté de tous—から集合意志を区別したのは，それが「たえず正しく，常に普遍的な最善を目指す」[218]という点にあった。PIERERの百科事典は1844年においてもなおこのような考えが世論にも該当すると主張した：世論は「ある事実や原則の真理性についてのみならず，その必然性と時代適合性をも」判断する[219]。世論の現実性（Aktualität）が特に強調されることにより，歴史的時代そのものが世論の支配を正当化する法廷となり，啓蒙家の見解によれば世論は自らの真理性にのみより所を求めることができたのである。WIELANDは1798年に本質的なことは以下の点にあると書いた，「世論が公共的だというその名に値するためには，それが声高に聞き取られるや大部分のひとに分かり，彼らから拍手で受け入れられる状態に総じてなっていなければならないし，国民の精神や現在の声に適したものでなければならない」[220]と。

1800年頃の‘世論’概念にとっての時間の流れ（Verzeitlichung）は，その意味の本質的要素であった；その方向を世論自身が決めるところの進歩の物差しとして，世論は時代意識の自律性（Autonomie）を主張した。「歴史は政府をして未来に責任を負わせ，世論は政府をして同時代の人々に責任を負わせる」とSONNENFELSは断言した[221]。それと関連して，この概念はいまや—GARVEが批判的に述べたように—統制されないイデオロギッシュな使い方（Besetzung）にも已を開いてしまった：「革命の友人たちが革命の原因を周知の事実から説明できず，また事実にしたがって革命の歩みを立証できない時には，かれらは，すべてを説明する秘密の質（*Qualitas occulta*）としての，またすべてを許し得る上級権力としての世論へと逃げ込んだ」[222]のである。合理主義者の目からみれば，‘世論’概念のイデオロギー化の可能性は，革命の新しい経験であった。すべての世論の中心にその精神的で絶対的な基準点（Fixpunkt）として立っているところの秘密について問うならば（どうしてそれほどの力を世論がもつのかという秘密について問うならば—訳者），‘世論’概念においては，公的判断（öffentliches Urteil）における個々人の私的な確信に代わって，集中的経験の直接性が現れる，ということが判る。公的判断にとってと同様に，世論にとっても，その真理性の保証は，その根拠は隠れていても，世論の発生の自然成長性の中にあった。NIEBUHRとWIELANDはそれゆえに，世論をつぎのように定義した；世論とは，「知らず知らずのうちにほとんどの人の頭を」[223]捕らえるに違いないし，個人的な作用からは「煩わされることのない心情の中に自発的に」[224]現れるものである，と。

3　3月革命（1948年）前の‘öffentlichkeit’（公共性）と‘öffentliche Meinung’（世論）

a）‘Öffentliche Meinung’（世論）

ドイツにおけるフランス革命の活発な理論的受容にもかかわらず，‘öffentliche Meinung’の概念は，ここではフランス語の‘opinion publique’とは異なった意味を受け取った：革命的実

践の発端が潜在的には‘世論’の中に含まれていたとはいえ，この発端は1848年になって初めてためらいながら展開し得たのである。48年革命前の自由主義的ブルジョアジーは，世論の中に教養中間層の反体制的な声を見いだしたのであり，その声は，立憲君主制の枠内においてであるが，公的利益と同一化した中間層の私的利益を，議会主義的に代表することを迫った。こうしたことは既に1803年にシュタイン男爵の改革に現れていたのであり，この改革はプロイセンのライン－ウエストファーレン地方における世論を彼の改革プランの方向にそって動員せんとしたのであり，彼は古い封建身分や旧プロイセン官僚の組織的利益に対抗して，世論をラントシュテンデ（Landstände）の正当な職業身分的な利益の表現として積極的に是認した[225]。しかしこの概念（世論）は1813年の対ナポレオン戦争の最中ないしその後になって初めてスローガンとなったのであり，この時に，世論により支持された立憲君主制のヴィジョンが，自由主義ブルジョアジーの政治的関心の中心に移ったのであった。1810年にはすでにJOSEPH GÖRRESが，フランスの占領に対抗する世論の国民闘争を訴えた：「何がまず必要かというと，国民の中心に，ドイツ民族（*Stamm*）の固有の性格を，決定的にかつ間違いなく表現する確固たる世論が作られることである」[226]と。戦争に勝利したいま，彼はラインの自由主義者の代弁者として，『ラインのメルクア』誌の中で，かれらの利益をウイーン会議でおし通すために，世論は自分たちの立場と同じものであると主張した：「なぜなら国民は・・行為や献身的活動を通して公共的な事柄において得票や影響を獲得してきたのであるから，まずは出版の自由が授けられますように」[227]と。1814年7月はじめに彼（Görres）は次のように書いた，ドイツの新聞は「どうふるまうかという作法や節度において，外からは自由に束縛されずに，世論を代表して議論をリードすべきである；またドイツの新聞は国民の護民官として大多数を代表し，国民の口となり，君主の耳とならねばならない。すべての人間が望んでいることは・・ドイツの新聞の中で述べられていなければならない」，と[228]。出版の自由の要求は，すでにフランス革命においては世論の自由な解放の前提条件と見られていた[229]。1948年革命前においては，出版の自由の要求は憲法上の制度化をめざしており，この制度化は“世論”という概念に，同時に憲法の内部に入るか入らないかという相反する二重の意味を与えた。世論の支配とは何かに関連してZACHARIÄは1839年にこう述べた[230]：「にもかかわらず今や国民は裸で支配するのではなく，かれらの代表者と官吏を通じて統治するのだからそのために，代議制度（*Repräsentativverfassung*）は同時に世論の支配でなければならない。［注］ひとは世論を多数意見と取り違えてはいけない。前者は仮定的で（あるいは推量的で）あり，後者は多数の実際の意見である。多数意見は得票の数によってのみ見つけだすほかないが，世論についてはひとは個々人から表明された意見から推論するのである。多数意見は（それを見いだす前提があれば）決定的な得票できまり，世論は助言的な声（票）をもつのみである」。世論は結局ある意見についての他者による拍手（賛意）に依存するがゆえに，「世論は同時にそれが正しいという推測をもつ点がその利点である」。‘世論’と‘多数意見’との違いは，ルソーが「一般意志」と「全体意志」との間に言い当てた区別と結び付く[231]。（ルソーの場合の）一般意志の主権とはちがい，ザカリエ（Zachariä）の議会主義的統治システムの場合は，世論は一般意志の方向を示す基本線を表明するだけであり，この基本線は国民の代議士に方向を指示する助けとして仕えるべきものとされた。ザカリエの見解によれば出版の自由は必要であり，それにより国民は「代議士の意見を世論という裁判席の前に引き出す」[232]ことができるとされた。世論の評価を，注目するが駆け引きの材料に使う人気のバロメーターに貶めることが，ほとんどの西洋民主主義においてもまた19世紀後半のドイツにおいても，議会主義の上昇と平行しつつ引き起こされ

た[233]。それに対して1848年まではこの概念は，立憲的要求の正当化の根拠として自由主義者に貢献した。フランス革命の始まった頃とはちがい，3月革命前においては，この概念のもとに国民の一般意志をまとめることは成功しなかった：この概念（世論）は，20年代以降はむしろ教養中間層の利益と物質的に結び付いたので，政治的身分秩序から19世紀後半の政党・階級秩序への変換に本質的に貢献した。1820年版の百科事典BROCKHAUSは以下のように定義した，「世論は，ある時期における，公衆の大半の教養ある部分における支配的な見解であり，それもとくにブルジョア的なまたは教会的な事柄のように，人類（Menschheit）のすべての事柄についての支配的な見解である」[234]。LEOPOLD VON RANKEも1832年に「世論はその主要な席を国民の中間階級の中にもつ」と断言し，世論にしたがって統治できるという見解に異議を唱えた[235]。世論の支配の弁護者たちは，国家の憲法（Konstitution）に先行する国民的統一に自己のより所を多様に求めた。1807年のチルジット講和の後，プロイセン政府がフランスに反抗できない危急存亡の時に，JOSEPH GÖRRESは国民に自分たちがもつ固有の力を思い出すように訴えた。強い世論がドイツにおいて単に必要だというのではなく，それは潜在的にすでに存在しているというのである：なぜなら「法律（*Recht*）という普遍的原則のほかにも，同族精神下での特殊な一致（*Einverständnis*）があり・・・これを全体としていえば国民的意見（*nationelle Meinung*）となる」[236]。作家であり政治家であるJOHANN GEORG AUGUST WIRTHが22年後，Hambacher Festの数週間前に出版したパンフの中で，ドイツの精神的統一を訴えたーこのときはとくにドイツ同盟の君主支配に反対した：「精神的同盟から世論の権力（*Macht*）が生み出され」たのであるが，それは「権力（*Gewalten*）の天秤皿の上では君主がもつ全権力（*Macht*）よりも重い」[237]。精神的に一致した空間という意味で，‘世論’の概念は‘公共性’（Öffentlichkeit）の概念へと密接に近づいた。

b）‘Öffentlichkeit’（公共性）

フランス革命によって広まった共和主義的理念は，（フランスにおいては）‘Publizität’（公共性）という概念で総括されたのと同じように，（ドイツでは）‘Öffentlichkeit’（公共性）という表現により政治的概念とスローガンとして総括された。意見の自由交流が教養ある公衆の公事への最も広範な参加を引き起こしたということによって，啓蒙主義的見解に従った国家理念がもった独自の完璧さは，‘公共性’という概念において，いまや生起しつつある憲法転換の綱領にまで高められた。こうしたことは，AUGUST WILHELM SCHLEGELの解釈ー古代悲劇の合唱はギリシャ人の「国民的共通精神」（der *nationale Gemeingeist*）の具現であるという解釈（1803年）ーの中にすでに予知されていた：「つまりギリシャ人の共和主義的精神によれば，彼らにとっては行為の公共性もまた行為の完全性にとって必要だったにちがいない。なぜならギリシャ人はかれらの詩歌（*Dichtungen*）の中であの英雄時代にもどり，そこではなお君主制が優勢であったが，彼らはいわばあの英雄家族を次のようなやり方で共和化（*republikanisierten*）したのである，つまり彼らは英雄家族の討論に国民の中から最年長者を，ないしは国民を代表し得る他の人を証人として出席せしめることによって共和化したのだ」[238]。公共性とは，それによってないしはその中で国民が政治体（politischer Körper）として自己を構成（konstituierten）する媒体（Medium手段）であった：「水が魚に，空気が鳥に対するのと同じように，国民の代表者は公共性の中でのみ生きる」[239]と，GERHARD ANTON VON HALEMは1816年にキール新聞（Kieler Bläatter）紙上で詩った。「自由な諸国民の全政治生活は公共性の中で進行するが，それは人が空

気の中で呼吸するのと同じだ」[240]とCARL THEODOR WELCKERも1841年に書いた。

‘公共性’は3月革命前に，かくして二重の意味で信条概念（Gesinnungsbegriff主義概念）となった：それは自由主義的憲法プログラムの中心点を意味したのみならず，同時にあらゆる公正な主義（redliche Gesinnung）一般を示すメルクマールと前提を表示した。そんなわけで，例えば1817年にはHEINRICH LUDENにより出版された雑誌“Nemesis”の中で，ヴュルテンベルクの君主やその参事会（Räte）の自由主義的原則が賛美されたのは根拠のあるところであり，かれらはその見解において誤るところがあったかもしれないが，「しかしかれらは彼らの公正さを確信していたのである，なぜならさもなくばかれらは公共（公開）性を避けることになったから。光りを求める者はまちがいなく誠実で公正にことをすすめるのである」[241]。この概念（公共性）は，自信と私心のない志操のしるしとして，3月革命前は自由主義的論証（Argumentationen）の定型的な常套文句（トポス）となった。その結果この概念は，1813年の解放戦争中とその後に自由主義的ブルジョアジーの間に広まったところの連帯的風潮（Verbrüderungsstimmung）となって慣習化した。イェナ大学学生組合（Burschenschaft）は，この年に同盟生活の完全な公共性（公開性）をこの組合の原理だと宣言したし[242]，また1819年のその解散文書の中においてもかれらの政治的公正性の証しとして公開性を引き合いに出した：「倫理的で自由な生活が具体化した，確信に満ちた公共（公開）性がこっそりはい回る秘密性の代わりに現れた，我々は恐れることなく，また善良な良心をもって，我々がもっとも深い心の底から何を探しだし，何を現実に生み出したかを，世界に述べることができた」[243]。

政治的な誠実性（Aufrichtigkeit）のしるしとして，‘公共性’の概念はいまや‘öffentlich’という形容詞の二義性を活用することができた。なぜなら公共的事項を秘密に扱おうとすることはすでに言語的矛盾を内包するものであり，秘密にみちた官房審議の原則に固執する政治は，政治自体の固有の言語的概念に矛盾するとみなされた：たとえば1817年に匿名の筆者が，“Allgemeines Staatsverfassungs-Archiv”の中で，人民は秘密の官房政治に不信感をもっている，と論じた。「なぜなら，世間の判断というものは，公開であるべきなのにまたは公開できるのに隠されているすべてのものに対しては，対立する－隠されたものは，光りを恐れる悪としていつも考えられている。・・ひとがこうした種類の公的事柄を公開的に扱ったからといって，それが何の害になるというのか？」[244]。長期的にみれば‘Öffentlichkeit’という概念の発生は，政治理論における公開性と秘密性との関係の基本的な転換を反映した：ヨーロッパにおける力の均衡という初期近代のシステムの中にあって，その目的を達成するために，外交上の争いの敵手から計画や決定を隠すことを必要とした政治的かけひきがもつところの，感情の入らない計算可能性に代わって，3月革命前には‘中間層’－ブルジョアジーは階級としてよくこのように称されたのだが－の欲求や経験の中に内政上の根拠を求めることとなった[245]。そして，‘Öffentlichkeit’のスローガンのもとで要請されていた全面的信頼の格率にしたがって，国法学者KARL HEINRICH PÖLITZは1823年に外交政策に対しても，相互の安全を確保する保障として「諸国民の相互公共性－*die gegenseitige Öffentlichkeit*（*Publicität*）」を要求した[246]。

‘公共性’（Öffentlichkeit）という概念は，1815年以降は国家の決定過程の透明性を確保すべき憲法的諸条件の綱領を含んだ。模範はここではイギリスの諸状況であり，そこでは，1814年に新聞“Nemesis”の中で「それによって大きな政治的仕事がとり扱われるところの公共性を通じて」と言われているように，国民はいつも眼差しを公的団体（*das gemeine Wesen*公共団体，国家）にむけずにはおられなかった[247]。英国で18世紀の70年代以降慣習となった議会審議の告示

は，法的に確立されたのではない。1815年に制定されたヴュルテンベルク議会（Landstände）の審理の公開性の公式規定は，審理の公開性が「私人の努力にのみ依存していた」[248]イギリスの慣習に比べると，質的な新しい前進として評価されたのは正当であった。

「公共性の原則」（*Prinzip der Oeffentlichkeit*）は，理論的には1815年以後自由主義的著述家たちによって強調されたが，それは「あらゆる憲法の根底」としての意味をもち[249]，その結果やがてウイーン会議に出席した諸権力が依拠した“君主的原則”と競合関係になった。すべての理性的政治の必然的原則と見られた公共性は，その現存する憲法上の制度化の枠を越えて押しすすむ，というこの考え方（Begriff）のなかにはユートピア的な要素があった。公共性のもつ普遍的な要求を充足できないということは，それ以来理論的には，すべての政府からその正当性を奪うことができた。逆にいえば，憲法上保証された公共性を，政治的公共性の進歩的な完全化への前進として解釈する可能性もまたあったのである。

3月革命前には議会審理の公開性は部分的にのみ実現した。その際‘公開性’は2重の意味に理解された：1）広い意味では審理の議事録の公開を意味した。これは1815年以降にヴュルテンベルクで実施され，1819年にはバーデンとバイエルンで，議事の要約としては1820／21年にザクセンとワイマールで，そして1830年以降は次第にほとんどのドイツの連邦国家で実現した。フランクフルトの連邦会議においても，1816年以降はその会議の議事録が公開された[250]。ほとんどの連邦国家におけると同様，フランクフルトの連邦審理の経過は要約的にだけ複製され，ほんとに重要な秘密会はそもそも公開から締め出された。1848年革命までは，不完全で検閲された匿名の報告に対する非難が，絶えず起きた。2）狭義には，審議の進行を直接追跡できる限られた数の聴衆の許可を意味した。こうした公開性は，ヴュルテンベルクでは1817-19の両院において実施され，バーデンでは1818年以降，ヘッセン大公国では1820年以降，ザクセン，ハノーヴァー，クアヘッセン，ブラウンシュヴァイクでは1831年以降において存続した；第2院についてのみは，バイエルンでは1818年以降に，ヴュルテンブルクでは1819年以降であった。公開はしかし原則として代議士や大臣の少数の提案で中止されたーときには議院の多数の同意を必要としたが—[251]。革命的なフランスとは逆に，ドイツの3月革命前の審議の公開は，人民に対する君主の恩恵にとどまったのであり，人民は公共的な事柄への参加のためには，何よりも“一人前の成人”として自己を実証しなければならなかった。それゆえに自由主義者が，中間的な人民階級の中における陶冶が前進したことを主張し，また政治問題で中間層の権限が増大したことを主張したのは，まさに成人であることを論証するための自由主義者の努力であったのである：経験豊かな国民代表がまさに今日の時代には期待されている，と1816年に“Allgemeines Staatsverfassungs-Archiv”は書いている，「なぜなら，精神の陶冶ともっとも多様な知識とが一般的に普及してきたし，思考する人間の注意を公共的な事柄に向けるところの機会がほとんど毎日増大している」。議会の討論を秘密にする国家は，「その人民大衆の全精神的陶冶から汲み尽くすことができるだろう少なからざる利点を」無駄にしてしまうことになる，というのだ[252]。‘公共性’という概念は，国民の進歩しつつある精神的・政治的・空間的な統一化（Integration）についての意識を示したもので，この統一化は地理的身分的な境界を越えた人間の交流や意見の交流の増大の中に現れた。この概念はかくして政治的に同質の社会的空間についての表象を開拓し，‘公共性’が人間の集合（Personenkollektiv）という意味をうけとった第2半世紀の意味転換を準備した。

4．ヘーゲル

'Öffentlichkeit'という概念は，ヘーゲルの『法の哲学』(1821) 中の国家と市民社会の関係を規定したところにその体系的な場所を得た。そこで規定された国家理念の基礎概念によれば，公共性は，法の分野における「最高の具体的普遍」[253]としての国家からのみ自己展開できた。なぜならブルジョア社会は本質的に私的な欲求と利益の対立によって規定され[254]，国民はブルジョア社会を組織する圏の外部においてただ「非有機的な全体」をなしていた：「国民という言葉は往々にして個々人としての多くの人々(*die Vielen als Einzelne*) の意味に解されるが，個々人としての多くの人々はなるほどひとつの集まり (*Zusammen*) ではあるが，しかし多数の衆 (*Menge*) としての集まりにすぎない－これは定形のない塊り (*Masse*) であって，その動きとふるまいは，まさにそれゆえに自然力のように暴力的で，無茶苦茶で荒々しく，恐るべきものであるであろう」(世界の名著44，p.303，後半意訳－訳者)[255]。ヘーゲルにとっては国家の理念は市民たちの感情的で合理的な一致の中に根拠を必要としないがゆえに，かれにとって公共性（公開性）はただ個々人のための陶冶の手段としての意味をもち，それによって個人は政治的洞察や経験の欠如を除去することができた[256]。公開された身分制議会において「普遍的要件である公事にかんして共に知り共に審議し共に決議する」[257]ことの中においては，「各人が承認するようにと要求されていることは，それが正当であることが各人に示されなければならない」(同前p.303)[258]という「現代世界の原理」が考慮されるべきだとされた。国家の理念にとっては各人の同意は必要ではなく[259]，その同意はただ「一種のお添え物的な洞察」(同前p.301)[260]を各人の側からもたらすだけであった。法律，裁判，身分制議会の公共性（公開性）を通して国家は国民の主体的な意識を公事に関与せしめるが[261]，しかし個人が公的に問うことができる最終控訴審の役割を国民に委ねるわけではなかった。ヘーゲルの保守的な国家観念論は，自由主義的憲法モデルよりも，3月革命前のドイツ国家の復古的政策にかなり照応しており，自由主義的憲法モデルの公共性の要求には彼は与しなかった。

人民と国家を理念的に媒介する課題からははずされて，'世論'についての彼の規定はこの概念の自由主義的な過度の強調に対し批判的距離を維持していた[262]。ヘーゲルはなるほど世論の要求がもつ非公式な権威については認めた：「世論はそれゆえその中に・・現実社会の真の欲求と正しい方向とを含んでいる」(同前p.317)[263]，しかし同時に世論はこれらを純粋に表現できないことをも彼は強調した：「世論においては，即自かつ対自的に普遍的なもの，実体的にして真なるものが，その反対のものと，すなわちおおくの人々の私見というそれ自身としては個人独自の特殊的なものと結び付いている。だから現実に現れた世論は，それ自身の現存する矛盾である」(同前p.316)[264]，「世論の中では，真理と限りない誤謬とが極めて直接に結合しているから，真理にせよ誤謬にせよほんとうに本気で言われているのではない。何が本気で言われているのかが見分けにくいと思われるのは当然なのである。実際，世論の直接そとに現れた姿にかかずらっているかぎりではそうであろう」(同前p.317)[265]。世論の経験的な表現と，それについては本気になっている世論の実体的な核との間の違いは，この自由主義的な概念がもつ規範的な外観を壊し，それをまた，その偶然性ゆえに国家にとっては意味のない個々の意見の集合体の中に，分解してしまう：「形式的主体的自由とは，個々人が個々人として普遍的要件たる公事にかんして自分自身の判断と意見と提言をもち，そしてこれを発表するということである。この形式的主体的自由は，世論と呼ばれる総括的な形をとって現象する」(同前p.316)[266]。

5．マルクスと19世紀のブルジョア公共性についての社会主義者の立場

19世紀の30年代にドイツで新たに形成された左翼は，‘公共性’や‘世論’の概念を，Welcker, Dahlmann, Krugのような自由主義者によって示された高い期待と結び付けることはなかった。1848年革命では，ドイツ労働者階級の諸党派は議会や裁判の審議の公開性に対する自由主義的要求に与したが，さらに前進し，彼らはたとえば人民代表の給料のように公共性についての物質的条件の確保を要求した[267]。現存秩序に対抗するより先鋭な戦線を組んだ結果，共産主義者は，自らが目指した公共性（公開性）を自由主義的憲法の成果だと理解することは，いずれにせよ自由主義者ほど容易ではなかった。RUGEは，1844年のマルクス宛の手紙でドイツの「今日の公共性」について語っているが，それはドイツの公的－法的（öffentlich－rechtlich）秩序という意味で使っている[268]。「自由で真なる公共（表）性」という表象により，彼はなるほど完全な出版の自由を保証する公共性という自由主義的概念を念頭においていたが，彼はこの表象を，『ドイツ・フランス年報』のような批判的雑誌の公的な編集を不可能にした彼の時代がもつ「完全な公共性（公表性）が倫理的に荒れ放題になっている状態」に対して明確に反対する意味で使った。国家的な迫害は社会主義者をして1836年にパリで創立された“Bund der Gerechten”のような秘密組織の建設を強いたが，この組織はかれらの宣伝にとって強固な支えの保証となった。「同盟を作った結果次のような成果をあげることができた」とマルクスとエンゲルスは1849年に共産主義者同盟の最近の活動について総括した，「以前は同盟によって秘密にしか宣伝できなかった今日の社会情勢についての見解についてはいまでは人々の口の端にのぼっており，公然と公開されて伝えられている」。しかし同時にかれらは，「秘密結社の時代は過ぎ去り，公然たる仕事のみで足りる」[269]と信じている同盟のメンバーたちについてはそれを批判した。公共性はここでは，支配から自由でかつ全面的なコミュニケーションの自由な媒体として把握されているのではなく，現存する社会秩序の必要性によってそのつど構造化されている空間として把握されており，宣伝はこの空間を転覆することを目的としてこの空間に食い込んだのである。『共産党宣言』の最後でいっているように，「共産主義者は彼らの見解や意図を隠すことを軽蔑する。彼らは彼らの目的が全ての既存の社会秩序の暴力的転覆により達成され得ることを公然と宣言する」[270]。ここには公共性に対する厳しい道具的な関係のみが表現されており，この概念自体は何ら新しい意味を受け取ることはなかった。

マルクスはその理論的著作においても公共性についての固有の概念を形成しなかった。かれの理論にとって中心的カテゴリーである‘privat’（私的）と‘geheim’（秘密な）に対しては，‘öffentlich’（公共的）が対立するのではなく，‘allgemein’（普遍的）と‘gesellshaftlich’（社会的）とが分析的な対概念として対立した。この重要な所見のモチーフは，すでに1843年の『ヘーゲル国法論批判』に中に見られた。なぜならヘーゲルによって‘公共的’として多様に表現された国家の普遍性は，マルクスにとっては，「官僚制という不適当な形式」（国民文庫24『ヘーゲル法哲学批判序論』，p.109－訳者）に代表されるような国家意識の抽象的普遍と，世論がもつ経験的普遍とが出会うところで，まさにその内的矛盾を現したのであった：「ヘーゲルは官僚制を理念化し，公的な意識（世論）を経験化する。ヘーゲルは現実的な公的な意識（世論）をまったく例外的（*à part*）に扱うことができた。それは彼が個別的な（*à part*）意識を公的な意識（世論）として取り扱ったからこそである」（同前，p.109）[271]。マルクスの批判は国家の理想化に反対するものであって，‘公的な意識’（世論）の規定に対抗するものではなかった－「世論は，ヘーゲルによれば“多数者の見解と考えとの経験的普遍性”にほかならぬものであり，（そ

して実際に，立憲君主国を含めて現代の君主国においてはまさにそれ以外の何物でもないのである）」[272]。国家についてのヘーゲルの規定の中にマルクスは1843年にはなお疎外された諸関係の適切な分析を見たのであったが，この分析は以下の点では真実ではなかったーつまりこの分析がこの疎外された状況をそれが実際に存在するというだけで真だとしたという点で。この弁証法的批判はマルクスにとっては“公的な”という表現をもってしてはもはや明瞭に表現されうるものではなかった。ブルジョア的な国家理論にとって基本的な対立である私的な領域と公的な領域との対立は，彼の見解によれば私的領域は政治的性格をもたないという誤った考えに起因したものであった：「私的諸圏のひとつひとつは政治的性格を有する。換言すればそれぞれの私的な圏は一つの政治的圏であり，さらに換言すれば政治はまた私的諸圏の性格でもあるのである」（同前，p.56）[273]。資本を社会的再生産の現実的な外観上の主体（Scheinsubjekt）であると暴露したこともまた，マルクスを後期の著作において“公共性”の概念に至らせなかったのである。なぜなら，近代ブルジョア社会においては，非人格的資本が，諸個人を私的な利益の個別化や労働形態の個別化の中に追放することにより，公的な交通形式のかわりとなって，諸個人の間の社会的絆として現れたからであった。このような社会的関連は公的ではなく，私的な種類のものだった。このような社会的関連は，労働者の間では賃労働の私的な形態をとおして，資本の所有者の間では労働生産物の私的所有をとおして規定された。市場においても商品所有者はただ物的な，つまり彼らの商品の交換によって媒介された非人格的な関係の中に踏み込んだ：生産者には「それゆえに彼らの私的労働の社会的関係は，それがあるままのように，つまり彼らの労働における人格の直接の社会的関係としてではなく，むしろ人格の物的な関係として物の社会的関係として現われる」[274]。ブルジョア的理解によれば，私的労働は人格的支配の形式から解放されたところの私的所有者間の開かれた交流に対する条件を形成したのにたいして，マルクスは社会的交通の即物的な関係の中に人格間の直接の社会的関連の喪失をみいだした。社会的関係の普遍的法則としての資本は，それにもかかわらず経済主体の「背後に隠れて」ひそかに，つまり彼ら自身には意識されないまま，私的利益によって引き裂かれた私的な決定行為の集合体の中において自己を現実化した。

19世紀のマルクス主義理論の中に固有の公共性概念がないということは，既存の国家のかわりに社会主義国家のできあがったモデルをつくりだすこともせず，既存の国家を新たに理解することもしないで，既存の国家を転覆しようとだけする社会主義労働運動における顕著な傾向に照応していた。国家的ないし社会的な公共性を，それを規定している資本の利益に還元することは，一般的な社会主義的論証がよく使う理論視角に属するものであり，その例を1862年のLASSALEの活動綱領が提供している：「なぜなら，紳士諸君，今日では世論もまた，資本や特権的大ブルジョアジーの手によって明確に刻印されているのだ」[275]，ーしかしこの概念はかくして批判された社会秩序に否定的に固定されることになった。新しい顔立ち（Züge）は，ただ否定性から（ex negativo）のみ，つまりブルジョア的公共性の批判からのみ明瞭になったーそのようなことが共産党宣言の第2部の終わりに書いてある：「発展が進むにつれて階級区分は消え，すべての生産が連合した諸個人の手中に集り，公的権力はその政治的性格を失う。政治的権力はその固有の意味でひとつの階級の他の階級に対する圧迫のための組織化された暴力である」[276]。社会民主党が90年代以降既存の国家の中で批判しながらも身を建て始めたときになってようやく，ブルジョア的公共性概念についての否定的評価を変更する基礎が据えられた[277]。

Ⅶ. Ausblick（展望）

'Öffentlichkeit'（公共性）という概念は19世紀の流れの中で，"Publizität"（一般に知られていること，周知，公開）や"Bekanntheit"（周知の，知られていること）といった意味と並んで，"Publikum"（公衆，読者，世間），"Bevölkerung"（住民，人口）といった新しい社会的意味を作り出した。この意味転換は，抽象的意味および社会的意味の両方に理解される言い回しの中に現れた，たとえば「公共性に訴えて判断を求める（*der Öffentlichkeit zur Beurteilung vorlegen*）」[278]，とか「世論を操作する，世論に訴える（*sich in die Öffentlichkeit flüchten*）」[279]のように。そしてこの意味転換は1892年にHEYNEによってはじめて記録され，彼は「公的にまとまったもの」（*öffentliche Gesamtheit*）の意味（Öffentlichkeitの定義のことかー訳者）を「外来語のPublikumの新たなドイツ語訳」だとのべた[280]。同時期に抽象名詞としての'世論'（öffentliche Meinung），'公共性'（Öffentlichkeit）の概念は，BLUNTSCHELIの場合にはなお合理的な含意をもっていたが，HOLTZENDORFF, SCHÄFFLE, SCHMOLLERの場合には失ってしまった[282]。SCHÄFFLEは1875年に'Öffentlichkeit'（公共性）を社会心理的現象として把握し，「社会体の構造と生命」におけるその機能を，人間の身体における神経の流れの伝搬に類似したものと考えた：「公共性とはあらゆる立法者の恣意を越えた社会心理的な自然必然性である」[283]。受容機関としては，公共性は上位の権威による指導を必要とした：「狭い意味で公共性とは，社会的に有効なイデーが，関連する精神活動を仕事上しなければならないあらゆる人々の境界を越えて広がって行くことである」[284]。彼は'Publikum'（公衆）を定義して，「すべて指揮し指導できる精神的力をもった人々による精神的加工の対象ないしは共鳴板」だといった[285]。同様にして世論は，世論指導者の客体にその意味を変えられた。この概念（世論）を操縦とか統制のためにいつでも使える状態にしておくことが，20世紀初頭以来とくに広範に進行した。Ferdinand TönniesとWilhelm Bauer[286]らの影響力ある社会学的，大衆心理学的研究は，世論を大衆現象として描き，この大衆現象に対し彼らは知的で自律的な個人という抽象的な概念を対立せしめた：「ある人の個性が強くなればなるほど，大衆の陶酔した力（*Gewalt*）を前にしてその人が感ずる嫌悪感はいっそう激しくなる」とBAUERは1914年に書いた[287]。公共の福祉に基づいて設定された'privat'（私的）と'öffentlich'（公的）との古典的区別は，調整的な理性という柵を個人意見と国家との間に認めなくなった[288]ところでは衰退した。古典的な概念の解消のこの過程は，19世紀半ば以降，世論を国家における「公的権力」[289]と見なすことによって，また1848年以降は帝国憲法の中に公共性が憲法上制度化されたことによって助長された。なぜなら司法的議会的公共性は，広範な公衆による国家機関の統制を不十分にしか保証しなかったのである。というのもそうした公共性は，政府や大規模な社会諸組織を同時に刺激し，大衆メデイアを越えて自己展開する"Öffentlichkeitsarbeit"（公共性活動―新聞・ジャーナリズムなどのようなものか，訳者）に関心をむけさせることになったから。出版制度（Pressewesen）の強力な経済的技術的発展により，政治ジャーナリズムは19世紀の後半には世論の最も重要な機関になった。「出版は表現や伝達により社会に貢献し，社会はその公的意見（世論）を出版界の発言や言説から引き出す」，とBLUNTSCHELIは1876年にこの相互関係について記した[290]。それに対してBISMARCKの次のような議論ー「世論は出版物から読み取られるものではない，出版は世論を作り出す助けにはなりうるとしても，それは決して世論ではない」[291]ーの中にはすでに1862年に，世論を政治家の手中にある教育や指導のために必要な道具と見なす，後の帝国宰相の政略的

な出版政策への用意が予告されていた。「代議士は」世論によって指導されるかわりに，「世論（*Stimmung*）を導き，それに対して超然としているというより高い課題をもっているべきだ」[292]。

公共性に操作的に影響を与えることと，公共性に批判的に関与することとの結合は，民主的な政府システムの特徴的な標識となった。1915年のウイルソンの14カ条の中においては，従来公開性の要求からは伝統的に除かれていた秘密外交術が，完全な公開を要求される対象になった。まずは希望をもって迎えられたヴェルサイユ平和条約の“新外交”（neue Diplomatie）は，秘密協定を締め出したが，秘密交渉を締め出しはしなかった。この後者の評価については，特にウイルソンはジャーナリズムで選別された公開性という雰囲気（Aura）を作り出すことによって（公開性を操作的に作り出すふりをしての意味かー訳者）世論におけるその評価に干渉せんとした。

この間に社会主義ソヴェトにおいては‘意見の自由’‘出版の自由’などの概念は個人権的形式から離れたが，西側諸国の憲法においては個人権的形式にはめこまれていた：1936年ソヴェト憲法はなるほど出版の自由を保証しているが，憲法は出版の自由を大社会諸組織の監督下におくことにより，個人的権利から社会的権利へと解釈を変えてしまった[293]。また1969年のドイツ民主共和国憲法も27条ですべての市民に「この憲法の原理にしたがってその意見を自由にかつ公開の場で表現する」権利を認めている[294]。同様に1949年の連邦共和国の基本法5条はすべてのものに意見を言語・文書・絵画で自由に表現し広める権利を認めているが，ここには古典的で自由主義的な権利原則が採用されている。なぜなら近代のイデオロギー的な論争においては，しばしば両当事者は同じ言葉に固執するのみならず，同じ概念的な発展にも固執している。同じ基本思想を説明する時に初めて両者の相違がわかる。ドイツ民主共和国憲法のコメンタールが詳述しているように，自由な意見の表現は，憲法前文が示している社会主義への道という目的を実現することに貢献さるべきものとされた。「自由な意見表明の不可欠の条件」[295]の保証－経済的強制からの自由，私的企業による大衆メデイアの操作的利用の断念などのようなーは，レーニンによれば「新聞を買い」，「“世論”をブルジョアジーの都合のよいように買収し，買い，でっちあげる」[296]ところの「自由」を意味した「出版の自由」の私的資本主義的形態を克服することを意図していた。

大衆メデイアへの通路は，ドイツ帝国においてはすでに第1次世界大戦前において事実上国家，政党，いくつかの大コンツエルンに限定され，個人権として保証された出版の自由はますます出版界の高度な資本集中と矛盾しだした。その結果意見表明の自由の行使は，その維持に責任を引き受ける用意がある大出版コンツエルンの意志（Bereitschaft　用意）に依存することとなった。「電信，出版，映画，ラジオなどは，ウイルソンによって‘世界の主人’であるといわれた‘世界の意見’を支えるいわばコルセットの張り骨をなしている」，と1926年『国民ハンドブック：ドイツ政治』の中で言われた[298]；こうした出版などを統制するために1933年にはドイツに固有の宣伝省が設置された。

（ドイツでは）政党と国家により公共性と世論が政治的に“画一化”（Gleichschaltung）されたのに対し，合衆国においては同時期に世論調査（public－opinion－research）が世論をその代理人としての諸個人のいろいろな意見の中へと分解した。50年代以降世論調査の技術はドイツ連邦共和国においても公私の様々な目的のために導入された：住民の消費・選択行動の分析のために，政治的な政党の綱領の改良方法として，経済的・社会統計的なデータの確認のために，などなど。この世論調査の技術は，資本主義的市場分析の利用手段を拡張させただけではなく，とく

に政治的な意志形成においてひとつの形式の意見表明を生み出すのを助けた。その形式とは，市民の側から積極的に意見を形成するという過程を避け，市民の要約された意見や，さらには質問技術の開発により前以て形成された意見などを，様々の政党・団体の利益に政治的に役立つようにした形式であった。その結果世論概念にとって，1961年にTHEODOR ADORNOが「西側諸国」にとって特徴的だと形容した[299]，あるジレンマが生じた：「もし世論が，ロック以来の民主的社会の理論が世論がもつべきだと主張して来たあの統制機能を正統に行使するべきだとしたら，世論は自らその真実性において統制可能でなければならない。その代わりに（真実性において統制可能でないとすると）世論はすべての諸個人の意見の統計的平均値としてのみ統制可能である。この平均値においては必然的にあの世論の非合理性が，つまりその任意性のモメントや実際上の非拘束性のモメントが，繰り返し出てくるにちがいない；それゆえにまさしく世論はあの客観的な審級（*Instanz*）－世論とは自分の固有の判断にしたがって，間違う可能性のある政治的な個別行為の修正者であると主張するところのあの審級－ではない」。それにもかかわらずアドルノはこの概念を断念することはできないと考えた：「仮に世論の概念を単純に消し去り，完全にそれを断念するとすれば，その結果再びなお敵対的な社会において－それが全体主義社会に移行していないかぎり－最悪のものを阻止することができるモメントが脱落してしまうことになる」。その後新左翼において再び生き返っている‘公共性’概念への関心は，とくにハーバーマスの本『公共性の構造転換』(1962) によって刺激された。彼によって叙述されている「操作的につくられた公共性」と「非公共的意見 *nicht-öffentliche Meinung*」というタイプは，社会技術的に統制された社会における「批判的公共性」の喪失という症状を記述した (diagnostizierten)[300]。‘公共性’は，合理的討論というカント的理念を尺度として見た場合，市民社会の没落史の表示器となった。批判的公共性の再組織の社会的諸条件について熟慮したハーバーマスに続いて，NEGTやKLUGEは，社会的学習過程が可能になるところの経験空間 (Frfahrungsr aum) を決めてしまう (vorgeben) 市民的公共性の構造を分析した[301]。彼らの関心は「プロレタリアの公共性」にかかわっており，それは‘市民的公共性’に対する「対抗公共性 (Gegenöffentlichkeit)」として理解されており，資本主義的公共性の「歴史的な破損箇所 (Bruchstellen)」の中で成立する[302]。なぜならプロレタリアの生活連関 (Lebenszusammenhang) のヴェールをはぐことことにより労働者階級の埋められていた解放史を再構成することが彼らには可能であるように思われた。‘公共性’と‘世論’の概念は，それによれば，これらの概念がそこでは社会的な合理性の条件としてみられうるところの，組織形態の新しい規定に迫っていこうとしているように見える。

LUCIAN HÖLSCHER

原　注

82) Vgl. GEORGES, Handwörterbuch (s. Anm. 28), Bd. 2, 2021ff. s. v. publicus I B 2. *In publico esse non audet,includit se domi*, CICERO, Verr.2, 5, 92.

83) DU CANGE t.6 (Ndr. 1954), 556f.

84) MICRAELIUS 2. Aufl. (1662), 1165.

85) ZEDLER Bd. 29 (1741), 1139.

86) *Publicum: offenstat; gemain volck* (12. Jh.), vgl. DIEFENBACH, Glossarium (s. Anm. 15), 470.

87) JOH. CHRISTIAN LÜNIG, Grundfeste Europäischer Potenzen Gerechtsame (Leipzig 1716), 193.

88) BUCHNER, Das Neueste von gestern 2, Nr. 93, zit. KLUGE/MITZKA 20. Aufl. (1967), 568.

89) LÜNIG, Grundfeste, An den Leser.

90) Chronick der Gesellschaft der Mahler 1721—22, hg. v. THEODOR VETTER (Frauenfeld 1887), 3.

91) FRIEDRICH JUST RIEDEL, Über das Publicum. Briefe an einige Glieder desselben (Jena 1768), 212.

92) Vgl. JÜRGEN HABERMAS, Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft, 4. Aufl. (Neuwied 1969), 14ff.

93) Vgl. HEINRICH SCHWAB, Konzert. Öffentliche Musikdarbietung vom 17. bis 19. Jahrhundert (Leipzig 1971), 6.

94) Vgl. die chronologische Übersicht ebd., 197ff.

95) 同じく教養ある社会の学者ないし代表者として，Pierre Bayle と Gottfried Wilhelm Leibniz はその時代のもっとも重要な君主達と接触した。

96) PIERRE BAYLE, Préface, in: Nouvelles de la République des Lettres, Oeuvres diverses, t. 1(Den Haag 1727), Ndr. éd. Elisabeth Labrousse (Hildesheim 1964), 2.

97) JOH. CHRISTOPH GOTTSCHED, Die Vernünfftigen Tadlerinnen, 1. Stück (3. 1. 1725), Ges. Schr. hg. v. Eugen Reichel, Bd.1 (Berlin [1902]), 1.

98) Ebd.

99) Ders., Meuestes aus der anmuthigen Gelehrsamkeit 10 (1760), 751.

100) Vgl. FEW Bd. 9, 506.

101) Zum Folgenden vgl. ERICH AUERBACH, Das französische Publikum des 17. Jahrhunderts (München 1933).

102) CORNEILLE, Horace 3, 3; 5, 3. Oeuvres, éd. M. Ch. Marty-Laveaux, t. 3(Paris 1862), 318. 355.

103) JEAN DE LA BRUYÈRE, Les charactères ou les moeurs de ce siècle, c. 7,èd. G. Servois, A. Rèbelliau (Paris 1894), 181f.

104) RIEDEL, Publicum (s. Anm. 91), 215f.

105) Ebd., 60.

106) Ebd., 215.

107) CHRISTOPH MARTIN WIELAND, Vorrede des Herausgebers zu: Der deutsche Merkur (1773), AA Bd. 21 (1939), 7f.

108) RIEDEL, Publicum, 17.

109) RICHELET t. 2 (Ausg. 1693), 202, s. v. public

110) LESSING, EinVade Mecum für den Hrn. Sam. Gotth. Lange, Pastor in Laublingen, Sämtl. Schr., Bd. 5(1890), 226.

111) Ders., Abhandlungen über die Fabel, ebd., Bd. 7 (1891), 417.

112) Ders., Hamburgische Dramaturgie, ebd., Bd. 9 (1893), 181f.

113) GOTTSCHED, Vernünfftige Tadlerinnen, 2. Stück (10.1.1725), Ges. Schr. (s. Anm. 97), Bd. 1, 16f.

114) WIELAND, Vorrede (s. Anm. 107),7.

115) Ebd., 8.

116) Ebd., 9.

117) KANT, Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung ? (1784), AA Bd. 8 (1912), 36.

118) SPERANDER (1728), 532.

119) CAMPE, Fremdwb., 2. Aufl. (1813), 507.

120) CATEL t. 2 (1801), 422.

121) ADELUNG Bd. 3 (1777), 1170.

122) GEORG THOMAS SERZ, ドイツの方言，なまり，言い回し，口語でのあるいは他の日常生活にでてくる言い回しなどが該当するラテン語に訳され，アルファベット順にならべられている（Nürnberg 1797), 120.

123) FRIEDR. KARL FRH. v. MOSER, Einleitung in das ganze Werk, Patriotisches Arch. f. Deutschland 1 (1784).

124) CHRISTIAN DANIEL ERHARD, Über das Recht, die Gesetze in öffentlichen Schriften zu beurteilen, Dt. Monatsschr. (1792), Bd. 3, 7f.

125) SCHILLER in einem Briefentwurf vom 3./4. 8. 1795 an Fichte, FICHTE, AA 3. Abt., Bd. 2 (1970), 360.

126) Ebd., 366.

127) s. u. S. 464.

128) HOBBES, De cive 18, 4.

129) LOCKE, An Essay Concerning Human Understanding 2, 28, 10. EW vol. 2 (1823), 99.

130) Ebd. 2, 28, 11 (p. 100).

131) HOBBES, Leviathan 1, 5. EW vol.3 (1839), 31; De cive 6, 9.

132) LOCKE, Essay 2, 28, 10. EW vol. 2, 99.

133) s. u. S. 445.

134) LOCKE, Essay 2, 28, 10. EW vol. 2, 99. ロックの論証では，人間はつねに称賛に値するものを徳（Tugend）と呼び，非難に値するものを悪徳（Laster）と呼ぶ，ということであった。ライプニッツはこの点では，表示することと表示されたものとを取り違えることを知っていた。有徳（das Tugendhafte）は，その名称を徳（Tugend）ないし称賛（Lob）から受け取った。「だがその言わんとするところは、人が賞賛するものが徳なのではなくて，徳とは賛辞に値するものであり，ある意見にではなく，真実に依拠するものである，ということである。」
Nouveaux essais sur l'entendement humain 2, 28. (1840), 287.

135) LOCKE, Essay 2, 28, 12. EW vol. 2, 103.

136) Ebd. 2, 28, 13 (p.104).

137) JOH. DAVID MICHAELIS, Beantwortung der Frage von dem Einfluβ der Meinungen eines Volks in seine Sprache, und der Sprache in die Meinungen (Berlin 1760), 80.

138) FRIEDRICH CARL FULDA, Versuch einer allgemeinen teutschen Idiotikensammlung (Berlin, Stettin 1788), Vorrede, A 2.

139) Ebd., A 3. A 2.

140) 政治的な隠喩においては，言語と政治的支配とはしばしば互いに比較される。例えばMICHAELISはそう考えた。Einfluβ der Meinungen, 44:「古典的作家は言語の王国においては，無法な侵略者が世界において何であるのかとおなじである。彼は彼が不正を行った時にはじめて勝利する。」

141) BERNARD DE MANDEVILLE, The Fable of the Bees: or Private Vices, Publick Benefits (1714), ed. F. B. Kaye, 2 vol. (Oxford 1924).

142) GLAMBATTISTA VICO, La scienza nuova, c. 38, ed. Fausto Nicolini, Bd. 1 (Bari 1928), 31; vgl. auch c. 136 (p. 76).

143) Ebd., c. 133. 281 (p. 76. 104).

144) Ebd., c. 145 (p. 77).

145) Ebd., c. 149 (p. 79).

146) Ebd., c. 356 (p. 130).

147) Ebd., c. 247 (p. 97).

148) Ebd., c. 141—145 (p. 77f.).

149) Zum Folgenden vgl. HANS-GEORG GADAMER, Wahrheit und Methode, 2. Aufl. (Tübingen 1965), 16ff.

150) VICO, De nostri temporis studiorum ratione, übers. v. Walther F. Otto (Godesberg 1947), 26.

151) ANTHONY EARL OF SHAFTESBURY, Sensus communis. An Essay on the Freedom of Wit and Humour, in: ders., Characteristicks of Men, Manners, Opinions, Time, 3rd ed., vol. 1 (o. O. 1723), 106.

152) Ebd., 106f.

153) Ebd., 108.

154) THOMAS REID, Essays on the Active Powers of Man, Essay Ⅲ: Of the Principles of Action, Works, ed. William Hamilton, 8th ed., vol. 2 (Edinburgh 1895; Ndr. Hildesheim 1967), 564.

155) HUME, Essay on the Dignity or Meanness of Human Nature, Works, vol.3 (1882), 154.

156) FRANCIS HUTCHESON, A Short Introduction to Moral Philosophie, Collected Works, vol. 4 (Glasgow 1747), Ndr. ed. Bernhard Fabian (Hildesheim 1969), 24.

157) Ders., An Essay on the Nature and Conduct of the Passions and Affections with Illustrations on the Moral Sense, ebd., vol. 2 (London 1728; Ndr. 1971), Preface, Ⅸ.

158) WILLIAM HAMILTON, Dissertations, Historical, Critical, and Supplementary: Note A. On the Philosophy of Common Sense, in: REID, Works (s. Anm. 154), vol. 2, 759.

159) s. Anm. 154.

160) [B. DE MANDEVILLE], Free Thoughts on Religion, the Church and National Happiness, 2nd ed. (London 1729; Ndr. Stuttgart-Bad Cannstatt 1969), 130.

161) HUTCHESON, An Inquiry Concerning Moral Good and Evil, Works (s. Anm. 156), vol. 1 (London 1725; Ndr. 1971), 111.

162) Vgl. GADAMER, Wahrheit und Methode, 24.

163) CAMPE, Versuche (1791), 39, Art. Revolution; s. auch u. S. 446.

164) Vgl. KLUGE/MITZKA 20. Aufl. (1967), 246.

165) Vgl. GRIMM Bd. 4/1, 2 (1897), 3272.

166) ADELUNG Bd. 3 (1777), 893.

167) WIELAND, Vorrede (s. Anm. 107), 9.

168) s. o. S. 436.

169) KANT, Aufklärung (s. Anm. 117), AA Bd. 8, 37.

170) Ebd.

171) Ebd.

172) Ders., Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis (1793), AA Bd. 8, 194f.

173) Ebd., 278, Anm.**. 297.

174) JOSEPH V. SONNENFELS, Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz, Bd. 1 (Wien 1765), 82.

175) ADELUNG Bd.3, 893.

176) 「私はローマの1年を書くことをねらった，つまり精神的で現世的な公共性（Öffentlichkeiten）の経過を書くことを」。GOETHE, zit. DANIEL SANDERS, Wörterbuch der deutschen Sprache, Bd. 2/1 (Leipzig 1863), 467.

177) CAMPE, Versuche, 37.

178) SCHWAN t. 2 (1784), 510.

179) Dict. Ac. franç., 2e éd. (1695), 207. 英語の‘publicity’も同様に18世紀にはじめてフランス語から翻訳されたと思われる。こんにち使われている‘publicness’は本来より古いものである。OED vol. 8 (1933), 1560.

180) Etwas über bürgerliche Freyheit und Freystaaten, Neue Lit. u. Völkerkunde, hg. v. Joh. Wilhelm v. Archenholz, 1 (1787), 265.「今や誰もが歓声をたて，その前では国民の支配者ですらおじぎをし，傾聴するところの偉大な合言葉がある。それが，*Publicität*（公共性）である!!」,zit. LADENDORF (1906), 256.

181) 「思想と意見の自由な交流はもっとも貴重な人権の一つである。」, Déclaration des droit del'homme et du citoyen, Art. 11 (verkündet am 26. 8. 1789).

182) SCHEIDEMANTEL Bd. 4 (1795), 235f., Art. Preβfreyheit.

183) CHR. FRIEDR. DANIEL SCHUBART, Vaterlandschronik (Stuttgart 1789), 432.

184) FICHTE, Grundlage des Naturrechts nach Principien der Wissenschaftslehre, AA 1. Abt., Bd. 3 (1966), 446.

185) KANT, Zum ewigen Frieden (1795), AA Bd. 8, 381. 386.

186) 公開の陪審裁判は，ドイツにおいてはプロイセンのライン地方（Provinzen）のフランスの占領期にはじめてフランス民事訴訟法（1806）に基づいて導入されたが，1814年の旧制復活により再び失効した。裁判手続きの公開性と口頭主義に対する要求は革命綱領の規範であったが，それは1848年にはなお実現できなかった。ハノーヴァーの市民的な訴訟規則（Bürgerliche Prozeβordnung 1850）－それは1864年のバーデン，1848年のヴュルテンベルクへと接続するが－によってはじめて，また1877/79年の帝国刑事訴訟規則（Reichsstrafprozeβordnung）において公開性の原則が一般的に認められた。

187) JOH. GEORGE SCHEFFNER, Ueber Humanität, Popularität und Publicität, Arch. dt. Nationalbildung, hg. v. Reinhold Bernhard Jachmann u. Franz Passow, 1/2 (1812), 161.

188) LEIBNITZは国家における種々の党派の意見－den *opinions publiques de differens partis*－について次のように言った，それらは不可避的な対立に立たされていると。Essais 4, 20. Opera (s. Anm. 134), 414.

189) POMEY, Grand Dict. Royal (1715), 656.

190) Dict. de Trevoux, t. 4 (1721), 303; PASCAL, Pensées 5, 5.

191) DHUEZ, Dioctionnaire (s. Anm. 5), 450. Ebenso Dict. de Trevoux, t. 4, 303:「意見，それは一つのセクトまたは政党のドグマとも，一般的な理念ともいわれるが……。ルーテルやカルヴィンやジャンセニ

ウスの教義（*doctrine*）を人は新しい意見（*opinion*）と呼んだ。」（引用部分はフランス語）

192) NICOLAS MALEBRANCHE, Recherche de la vérité 2, 2, 7, éd. Geneviève Rodis-Lewis, t. 1 (Paris 1962), 304.

193) LA BRUYÈRE, Charactères (s. Anm. 103), 378.

194) WILLIAM TEMPLE, An Essay upon the Original and Nature of Government (London 1680; Ndr. Los Angeles 1964), 54.

195) LOCKE, Essays on the Law of Nature, ed. W. v. Leyden (Oxford 1954), 160 ff.

196) Ders., Essay (s. Anm. 129), 2, 28, 10 ff.

197) HUME, 4. Essay: Of the First Principles of Government, Works, vol. 3 (1882), 110.

198) Ders., 7. Essay: Whether the British Government Inclines more to Absolute Monarchy, or to a Republic, ebd., 125.

199) LA BRUYÈRE, Charactères, 315.

200) ROUSSEAU, Julie ou la Nouvelle Héloise (1761), Oeuvres compl., t. 2 (1961), 84.

201) CÉSAR CHESNEAU DU MARSAIS, Essai sur les préjugés (London 1770), 299.

202) DENIS DIDEROT, Brief an Necker v. 10. 6. 1775, Correspondance, éd. Georges Roth, Jean Varloot, t. 14 (Paris 1968), 144.

203) NECKER, De l'administration des finances de la France Ⅱ, Oeuvres compl., éd. Augste Louis de Staël-Holstein, t. 5 (Paris 1820; Ndr. Aalen 1970), 613.

204) Ⅲ. Schreiben aus Paris an den Herausgeber des Teutschen Merkurs, Neuer Teutscher Merkur, Nr. 12 v. Dezember 1790, 383 f.

205) JOH. GEORG FORSTER, Über die öffentliche Meinung, AA Bd. 8 (Berlin 1974), 365.

206) s. u. S. 454 ff.

207) CHRISTIAN GARVE, Ueber die öffentliche Meinung, in: ders., Versuche über verschiedene Gegenstände aus der Moral, der Litteratur und dem gesellschaftlichen Leben, Bd. 5 (Breslau 1802), 296.

208) Ebd., 294.

209) ERHARD, Über das Recht (s. Anm. 124), 8.

210) CHRISTIAN MARTIN WIELAND, Über die öffentliche Meinung, 9. Gespräch unter vier Augen (1798), SW Bd. 32 (1857), 192.

211) JOSEPH V. SONNENFELS, Ueber öffentliche Sicherheit oder von der Sorgfalt, die Privatkräfte gegen die Kraft des Staats in einem untergeordneten Verhältnisse zu erhalten (Wien 1817), 4 (§ 1-82).

212) GRAF V. SCHLABRENDORF, Brief an Varnhagen von Ense, 6. 6. 1815, in: Die deutsche Prosa von Mosheim bis auf unsere Tage, hg. v. GUSTAV SCHWAB, Tl. 1 (Stuttgart 1843), 379 f.

213) JOH. ADAM BERGK, Bewirkt die Aufklärung Revolutionen?, Dt. Monatsschr. (1795), Bd. 3, 274.

214) CHR. GARVE, Über die Veränderungen unserer Zeit in Pädagogik, Theologie und Politik, Vermischte Aufs., Tl. 2 (Breslau 1800), 259.

215) BERGK, Aufklärung, 275.

216) Vgl. KLUGE/MITZKA 20. Aufl., 878.

217) GARVE, Öffentliche Meinung (s. Anm. 207), 302 f.

218) ROUSSEAU, Du contrat social 2, 3.

219) PIERER 2. Aufl., Bd. 12 (1844), 213.

220) WIELAND, Öffentliche Meinung, 213.

221) SONNENFELS, Öffentliche Sicherheit, 79.

222) GARVE, Öffentliche Meinung, 294 f.

223) WIELAND, Öffentliche Meinung, 193.

224) BARTHOLD GEORG NIEBUHR, Über geheime Verbindungen im preußischen Staat (Berlin 1815), 10 f.

225) Vgl. RUTH FLAD, Der Begriff der öffentlichen Meinung bei Stein, Arndt und Humboldt: Studien zur politischen Begriffsbildung (Leipzig, Berlin 1929), 16 f.

226) JOSEPH GÖRRES, Reflextionen über den Fall Teutschlands und die Bedingungen seiner Wiedergeburt, Ges. Schr., Bd. 4 (1955), 227.

227) Ders., Die deutschen Zeitungen, Rhein. Merkur, Nr. 80 v. 1. 7. 1814, Ges. Schr., Bd. 6—8 (1928), o. S.

228) Ebd.

229) 「憲法は自然権，市民権として……あらゆる人の思想を発言し，執筆し，出版し，公表する自由を保障する。それも書いたものを刊行前にいかなる者によっても検閲や監察を受けることなしに。」
Französische Verfassung von 1791, Titre 1. Dispositions fondamentales, Nr. 3, abgedr. in: Staatsverfassungen. Eine Sammlung wichtiger Verfassungen der Vergangenheit und Gegenwart, hg. v. GÜNTHER FRANZ (München 1950), 290 ff.

230) KARL SALOMO ZACHARIÄ, Vierzig Bücher vom Staate, 2. Aufl., Bd. 3 (Heidelberg 1839), 208 mit Anm.

231) ROUSSEAU, Contrat social 2, 3.

232) ZACHARIÄ, Vom Staate (s. Anm. 230), Bd. 2 (Stuttgart, Tübingen 1820), 350.

233) s. u.

234) BROCKHAUS Suppl. Bd. 3 (1820), 232. Art. Öffentliche Meinung. Vgl. auch JOH. CASPAR BLUNSCHLI, Lehre vom modernen Staat, Bd. 3: Politik als Wissenschaft (Stuttgart 1876), 188.

235) LEOPOLD V. RANKE, Die Theorie und die öffentliche Meinung in der Politik, Hist. polit. Zs. 1 (1832), 482 ff.

236) GÖRRES, Reflexionen, 227 f.

237) JOH. GEORG AUGUST WIRTH, Deutschlands Pflichten, Deutsche Tribüne. Ein kon-stitutionelles Tagblatt, Nr. 29 v. 3. 2. 1832.

238) AUGST WILHELM SCHLEGEL, Vorlesungen über schöne Litteratur und Kunst (1802/1803), hg. v. J. Minor, Tl. 2 (Heilbronn 1884), 322.

239) GERHARD ANTON V. HALEM, Töne der Zeit, Kieler Bll. (1816), Bd. 3, 328.

240) WELCKER, Art. Öffentlichkeit (s. Anm. 29),253.

241) Ueber die Würtembergische Ständeversammlung, Nemesis 9 (1817), 291.

242) Vgl. PAUL WENTZCKE, Geschichte der Deutschen Burschenschaft, Bd. 1 (Heidelberg 1919), 158.

243) Auflösungsschreiben der Jenaer Burschenschaften am 26. 1. 1819, abgedr. ebd., 366.

244) Ständische Angelegenheiten im Königreich Hannover, Allg. Staatsverfassungs-Arch., hg. v. Heinrich Luden (1816), Bd. 2, 423.

245) 「もしも賢明でかつ可能な限り完全な国家の行政がその上に築かれるべき知識や経験，洞察や思想などのすべてが，公職にあるひとによってのみ所有され，またこうした階層以外の国民の中にいかなる目的にも役に立つものが何もないとすれば，それこそそうしたことは起こるにちがいない。」ebd., 425.

246) KARL HEINR. LUDWIG PÖLITZ, Die Staatswissenschaften im Lichte unsrer Zeit, Tl. 1 (Leipzig 1827), 133.

247) Vom freien Geistes-Verkehr, Nemenis 2 (1814), 224.

248) Ueber die Oeffentlichkeit ständischer Berathschlagungen, Nemenis 11 (1818), 454.

249) Würtembergische Ständeversammlung (s. Anm. 241), 301.

250) JOH. LUDWIG KLÜBER, Öffentliches Recht des teutschen Bundes und der Bundesstaaten, 4. Aufl. (Frankfurt 1840), 456 ff.

251) Ebd.

252) Ständische Angelegenheiten (s. Anm. 244), 424. 425.

253) HEGEL, Rechtsphilosophie, § 303. SW Bd. 7 (1928), 414.

254) →Bürgerliche Gesellschaft, Bd. 2, 779 ff.

255) HEGEL, Rechtsphilosophie, § 303 (S. 413 f.).

256) Ebd., § 315, Zusatz (S. 423 f.).

257) Ebd., § 314 (S. 422).

258) Ebd., § 317, Zusatz (S. 426).

259) 個人の洞察とか信念についてヘーゲルはそれを偶然なものと見た。陶冶があってはじめて「普遍に対する畏怖」を個人に付与できるのであり，市民社会では国家の理念がこれをやってのけた。Rechtsphilosophie, § 132, handschriftlicher Zusatz, Werke, Bd . 7 (Frankfurt 1970), 249.

260) Ebd., § 301. SW Bd. 7, 409; vgl. § 314.

261) Ebd., § 301, Zusatz (S. 411).

262) Ebd., §§ 315—318 (S. 423 ff.).

263) Ebd., § 317 (S. 424 f.).

264) Ebd., § 316 (S. 424).

265) Ebd., § 317 (S. 425 f.).

266) Ebd., § 316 (S. 424).

267) Punkt 3 der "Forderungen der Kommunistischen Partei in Deutschland" (März 1848), MEW Bd. 5 (1959), 3.

268) ARNOLD RUGE, Brief an Marx, Dt.-Franz. Jbb. (1844; Ndr. 1965), 13.

269) MARX/ENGELS, Ansprache der Zentralbehörde an den Bund vom März 1850, MEW Bd. 7 (1960), 244.

270) Dies., Manifest der kommunistischen Partei, MEW Bd. 4 (1959), 493.

271) MARX, Kritik des Hegelschen Staatsrechts, MEW Bd. 1 (1956), 263 f.

272) Ebd., 263.

273) Ebd., 233.

274) Ders., Das Kapital I, MEW Bd.23 (1962), 87.

275) FERDINAND LASSALLE, Arbeiter-Programm (1862), Ges. Red. u. Schr., Bd.2 (1919), 189.

276) MARX/ENGELS, Manifest, 482.

277) s. u. S. 465 f.

278) Rundschreiben des Centralcomités für die Deutschen Arbeiter an sämtliche Arbeiter und Arbeitervereine Deutschlands, aus: Die Verbrüderung (Leipzig 3. 10. 1848).

279) Vgl. OTTO LADENDORF, Moderne Schlagwörter, Zs. f. dt. Wortforsch. 5 (1903/4), 118.

280) MORITZ HEYNE, Deutsches Wörterbuch, 2. Aufl., Bd.2 (Leipzig1906), 1054.

281) FRANZ v. HOLTZENDORFF, Wesen und Werth der öffentlichen Meinung (München 1879); ALBERT SCHÄFFLE, Bau und Leben des socialen Körpers, Bd.1 (Tübingen 18 75); GUSTAV SCHMOLLER, Grundriβ der Volkswirtschaftslehre,2 Tle. (Leipzig 1900−1904).

282) 「考える能力が行使されるところにおいてのみ，世論は存在する。世論は陶冶された自由な国民の表現であり特徴である。」, BLUNTSCHLI, Politik (s. Anm. 234), 187.

283) SCHÄFFLE, Socialer Körper, 448.

284) Ebd., 446.

285) Ebd., 449 ff.

286) WILHELM BAUER, Die öffentliche Meinung und ihre geschichtlichen Grundlagen (Tübingen 1914); ders., Die öffentliche Meinung in der Weltgeschichte (Potsdam 1930). FERDINAND TÖNNIES, Kritik der öffentlichen Meinung (Berlin 1922).

287) BAUER, Grundlagen, 42 f.

288) Vgl. ULLA OTTO, Die Problematik des Begriffs der öffentlichen Meinung, Publizistik 11 (1966), 99 ff.

289) Vgl. BLUNTSCHLI, Politik, 191.

290) Ebd., 188.

291) Die politischen Reden des Fürsten Bismarck, hg. v. HORST KOHL, Bd. 2: Die Reden des Ministerpräsidenten von Bismarck-Schönhausen im preuβischen Landtage 1862-1865, 2. Aufl. (Stuttgart, Berlin 1903), 23.

292) Ebd., 30.

293) Verfassung der UdSSR v. 1936, Art. 126, abgedr. in: FRANZ, Staatsverfassungen (s. Anm. 229), 428 f.

294) Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik. Dokumente. Kommentar, hg. v. KLAUS SORGENICHT u. a., Bd.2 (Berlin 1969), 103.

295) Ebd., 104.

296) LENIN, Brief an G. Mjasnikow v. 5. 8. 1921, Werke, Bd.32 (1961), 529.

297) PAUK BAECKER/WALTHER SCHULZ/ERICH V. LEHE, Die öffentliche Meinung und ihre Beherrschung, in: Deutsche Politik. Ein völkisches Handbuch, bearb. v. Angehörigen des Kyffhäuser-Verbandes der Vereine Deutscher Studenten, hg. v. WILHELM BERENSMANN, WOLFGANG STAHLBERG, FRIEDRICH KOEPP, Tl. 18 (Frankfurt 1926), 22.

298) 世論調査 (Meinungsforschung) において定義された「世論」(öffentliche Meinung) の概念と，世論の“古典的”理解との違いについては次を参照。OTTO, Öffentliche Meinung (s. ANM. 288), 99 ff.; WILHELM HENNIS, Meinungsforschung und repräsentative Demokratie. Zur Kritik politischer

Umfragen (Tübingen 1957).

299) THEODOR W. ADORNO, Meinung, Wahn, Gesellschaft,Monat 14, H. 159 (1961/62), 24 f.

300) HABERMAS, Strukturwandel (s. Anm. 92), 231 ff.

301) OSKAR NEGT/ALEXANDER KLUGE, Öffentlichkeit und Erfahrung. Zur Organisationsanalyse von bürgerlicher und proletarischer Öffentlichkeit (Frankfurt 1972).

302) Ebd., 7. Vgl. auch LUCIAN HÖLSCHER, Öffentlichkeit und Geheimnis (Stuttgart 1978).

［後記－凡例］

1．原著書による注は，「原注」とし，巻末に一括した。

2．原著者本文中の引用文はイタリック体で表示してあるので，訳文においても用語など必要に応じてイタリック体により引用した。

3．カッコ書きによる表示は‘……’と“……”の二種類あるが，いずれも原著者による区別に従っている。

4．訳文において，必要に応じて原文の用語をカッコ内に示しておいた。又、原文の用語を強調したいとき，ないし訳が精確でない場合には，原文で表示し，訳文をカッコ内に示した。